

明峰素哲の生涯とその功績(二)

——瑩山門下の僧録として永光寺・大乘寺を担った曹洞禪者——

佐藤秀孝

諸方への歴遊

光禪…正和丙辰、山讓…大乘席於伝燈良禪師。依之、師遊…歴東西、

特訪…諸善知識、到处皆蒙…印可。

洞谷…歴…遊東西、謁…和漢洞濟宗師、各器…重之。

扶桑

延宝

本朝

諸祖

聯燈…辞去遊…歴東西、訪…諸善知識、到处皆蒙…印可。

源流

大乘

ところで、義介の示寂して間もない頃に素哲がなした消息として、肥後(熊本県)玉名郡石貫(いま玉名市石貫)の紫陽山広福寺に所蔵される「法衣相伝書」の末尾に、

紹瑾示、(花押) 今以此伝衣并当寺住持職及聖教道具・当寺寄

進状・讓状等、付嘱素哲侍者。

于時応長元年辛亥十月十日、大乘第二代紹瑾記。

という興味深い記載が存している。これは紹瑾がかつて延慶二年(一一三〇九)九月に大乘寺開山の義介より相伝された永平寺開山道元の袈裟を、さらに応長元年(一一三一一)一〇月一日に侍者の素哲に付嘱した際の文書であり、『曹洞宗古文書』上巻の「広福寺文書」などに収録されている⁽¹⁾。しかもこの文書によるかぎり、このとき紹瑾は伝衣の袈裟のみでなく、大乘寺の住持職および聖教の道具、あるいは大乘寺の寄進状や讓状なども素哲に讓与しているわけである。そして、一にこの記述をもつて、素哲がこのとき紹瑾より大乘寺住持を継承したかのごとく解することもできようが、素哲がこの段階で直ちに大乘寺の住持職に就いたとする見解は、他の諸般の状況からして明らかに誤りとしなければならぬ⁽²⁾⁽³⁾。

当時、素哲ははまだ一介の侍者位にすぎず、仮にすでに典座職その他に転じて「素哲侍者」というのが愛称でしかなかつ

たと見ても、紹瑾より正式の嗣法もいまだ受けておらず、首座も勤めていない時期であったことに変わりなく、このとき実際に素哲が大乗寺の住持に就任する可能性は存しなかったはずである。したがって、この文書はただちに素哲を大乗寺の住持に据えるための文書ではなく、大乗寺の住持職をいずれ富樫氏出身の素哲に譲与することを約束する証明書に類するものであったと解釈せざるを得ない。⁽⁴⁾この点、「光禪開山老和尚行業記」がこの文書を何ら依用していないのは注目すべきで、おそらく撰者の寂庵道光はこの文書を知りながらも、その内容の矛盾によって依用することを避けたのではないかとすら推測される。

では、実際に紹瑾の後席を継いで大乗寺の住持に就任した禅者は誰であったのかというと、先に素哲のほか同門に当たる峨山韶碩さらに後に素哲の法を嗣ぐ松岸旨淵らが参学した経験のある臨済宗法燈派の恭翁運良その人にほかならない。すなわち、運良の伝記史料である「仏林恵日禪師行状」によれば、

師逐_レ北矣、即空_三大乗寺_一令_レ為_二住持_一、依託以_二一夜碧岩并棕櫚_一弘子_レ応器等。昔如_レ大陽玄以_二皮履布襪_一寄_二浮山円鑑_一、誠有_レ以_二乎_一。師南面行事、鐘鼓魚板一時改_レ響、其演法也不_レ為_二徳山_一、殆乎_レ為_二臨済_一。經_レ歳_レ徒益盛。

と記されており、正確な年時などは記されていないものの、

運良が紹瑾より大乗寺を任されている事実が知られる。しかも、このとき紹瑾は道元将来の『一夜碧巖』ならびに棕櫚の弘子や応量器など当時の曹洞宗にとって宗宝といえる品々を運良に依託しているのである。⁽⁵⁾

ちなみに江戸期にまとめられた『大乗寺護法明鑑』第三「明鑑公論」によると、このとき『一夜碧巖』すなわち一夜本『碧巖録』が大乗寺に所蔵されていた経緯について、

又永平寺ノ開山禪師ノ真像、本山焼失ノ時、大乗寺ノ永祖ノ御影ハ本山ノ真像ヲウツスニヨリテ、本山ノ尊命ニヨリ永平寺ニ贈上ス。其カワリニ、一夜碧岩集将来スト伝聞ス。

とあり、永平寺の火災によって大乗寺に所蔵されていた道元の真像と永平寺に所蔵されていた道元将来の『一夜碧巖』が交換されたという消息を伝えている。この点は『安楽山産福禪寺年代記』に「(永仁)五、永平回禄、三月廿四日。山門・方丈残」とある記事に具体的に呼応するものと見られる。

かつて永仁五年(一一九七)三月二四日に永平寺が回禄(火災のこと)に罹り、山門と方丈などわずかな堂宇を残して伽藍が烏有に帰した消息が伝えられている。⁽⁶⁾おそらく永平寺の懇請により大乗寺所蔵の道元真像がこのとき永平寺に奉安され、逆に永平寺の至宝であった『一夜碧巖』が代わりに大乗寺に贈られたらしい経緯が推測されるわけである。永仁五年当時といえ、永平寺には義介と同門に当たる義演が第四世とし

て住持していた時期に相当しており、このとき大乘寺では永平寺側からの申し出を受諾し、開山義介が所持して寺宝となっていた道元の真像を永平寺へと寄贈したのである。この道元の真像はもともと永平寺所蔵の道元真像を模写復刻したものであったとされるから、往年の道元のすがたを如実に伝えていた木像であろう。まさに『一夜碧巖』は開創まもない大乘寺が永平寺との駆け引きの中で道元真像に代わって入手し得た道元ゆかりの品であり、大乘寺山内の曹洞禅者にとつては掛け替えのない至宝となっていたはずである。⁽⁷⁾ 时期的にはすでに素哲が大乘寺に投じて久しく、おそらく素哲も『一夜碧巖』と道元真像が交換される一部始終を目の当たりにしていたものと思われる。

一方、棕櫚の払子については元禄一六年（一七〇三）に大乘寺の密山道頭（朽木子、一六五二—一七三六）が記した『大乘寺由緒略記』に、

道元和尚所親筆一夜碧巖破関撃節、從如浄和尚所伝之椽櫚払子、于今大乘寺有之。

という記載が存している。これによれば棕櫚の払子もやはり『一夜碧巖』とともに道元ゆかりの品とされ、道元が在宋中に本師の長翁如浄より伝えられたものであると伝承されている。実際に大乘寺には如浄や道元の所持したとされる払子が現今にまで伝えられており、その何れかが棕櫚の払子を指し

ていることになろうか。⁽⁸⁾ いずれにせよ、大乘寺に集っていた曹洞禅者にとつて大切な寺宝ともいべき品々が他派の運良に譲与されている事実からも、当時の紹瑾が如何に運良の人となりを信用して大乘寺の全権を委ねているかが知られよう。ところで、ここでとくに注目すべきは「光禅開山老和尚行業記」のみが伝えている内容であつて、そこには「正和丙辰、山、大乘の席を伝燈の良禅師に譲る」という興味深い事実が記されている。「光禅開山老和尚行業記」の記載によるかぎり、紹瑾が大乘寺の席を伝燈の運良に譲つたのは正和丙辰すなわち正和五年（一一三一六）であつたことになろう。ちなみに運良の肩書きに「伝燈」とあるのは、すでに述べたごとく加賀小坂荘の瑞応山伝燈禅寺のことを指しているが、実際に運良が伝燈寺を開創して住持に就任するのはこれよりかなり後のことであり、ここでは単に運良の肩書きとして伝燈の二文字が付されたにすぎないであろう。⁽⁹⁾ ただ、あるいは運良が加賀に到つた当初から加賀小坂荘において後の伝燈寺の基になる草庵のごときものをすでに開創していた可能性も存しており、これに運良が居住した時期などが存したのかも知れない。

ちなみに『永光寺年代記』においては「応長元辛亥、瑩山和尚、大乘退院」と異筆または後筆と判断される文字で記されているが、その一方で正和五年の箇所に、

（正和）五丙辰、瑩山和上、大乘寺退院。運良和上、大乘寺入寺。

と記されていたものが棒線で抹消されている。おそらく大乘寺ではもともと紹瑾が住持を退院したのを正和五年と伝承してきたものと見られ、後世の手が加わって先の古文書にちなむ応長元年の消息として改められた結果ではなからうか。「光禪開山老和尚行業記」と『永光寺年代記』の両史料がともに正和五年をもって紹瑾が大乘寺を退院し、運良が新たな住持として入院した事実を伝えているのは重要であろう。

これに対して『大乘聯芳志』の紹瑾の項では「文保元年、退_ニ本山」とあり、また『安楽山産福禪寺年代記』によれば、

(正和)二、洞谷結_ニ草庵。(中略)文保元、建_ニ洞谷妙嚴院、瑾和尚退_ニ大乘寺。

と記されている。これらによれば、紹瑾は正和二年(一一三二)に能登酒井保の洞谷山に草庵を結んだとされ、文保元年(一一三二)に永光寺の妙嚴院¹⁰⁾が建つたために正式に大乘寺住持を退院したことになっており、「光禪開山老和尚行業記」とは年時に一年の開きが存している。そのいずれにせよ、紹瑾は富樫家方が修造した洞谷山永光寺に入院開堂の式を挙げるために、正和五年か文保元年に大乘寺の住持職を退いて後席を法燈派の運良に委ねていることになろう。

ただ、ここで問題となるのが先に挙げた素哲に対する譲与状の解釈であって、紹瑾としては運良に大乘寺を任せる反面で、譲与状のごとくいずれ将来において素哲が大乘寺住持の

座を継ぐべきことを運良との間でも確約していたのではなからうか。「仏林恵日禪師行状」はこのときの消息をかつて北宋時代に曹洞宗の大陽警玄(警延・明安禪師、九四三—一〇二七)がその門に参学した臨済宗の浮山法遠(遠録公・円鑑禪師、九一一—一〇六四)に曹洞の法門を代付せしめ、後に法遠が投子義青(青華嚴、一〇三二—一〇八三)にこれを付嘱した故事に準えている¹¹⁾。あくまで臨済宗の法遠は警玄と義青という曹洞禅者の間をつなぐ「代付」の立場にすぎず、いずれは義青が警玄の法嗣として曹洞宗旨を再興したように、ここでも運良は紹瑾より大乘寺住持を任されたものの、いずれは紹瑾の高弟である素哲にこれを譲るべきであるという発想が背景に存したものと見られる。紹瑾としては運良に大乘寺の全権を任せつつも、最終的には運良から素哲へと住持が継承されることを条件にしていたのではなからうか。

この点は『洞上聯燈録』巻二「考証」の「明峯章」においても、

又諸祖伝云、山囑曰、爾宜_ニ代_レ我繼_ニ大乘席_一者、甚誤。按、瑩山退_ニ大乘_一、則_ニ以_ニ恭翁良_一、_レ嗣_ニ法法燈_一、補_ニ其_レ処_一。

という考証が存しており、『洞上諸祖伝』などが記す内容は明確に否定されている。この考証では紹瑾は大乘寺の席を直ちに素哲に譲与したのではなく、自ら大乘寺を退くのに運良にその住持を補処せしめたのだと結論している。いずれにして

も、善きにせよ悪しきにせよ運良が紹瑾や素哲らときわめて深く関わり、彼らの事跡に大きな影響を与えていたのが知られるわけである。

おそらく素哲は応長元年に讓与状を授与されて以降も、引きつづき大乘寺の紹瑾の席下に在り、とくに紹瑾が正和二年（一二三二）に能登鹿島郡酒井保の地を地頭の酒勾八郎頼親の嫡女である平氏女で海野三郎滋野信直（妙浄沙弥）の妻すなわち後の黙譜祖忍尼から寺領として寄進され、洞谷山永光寺の創建に向けて邁進していた時期、その活動を助化して素哲も大乘寺と能登酒井保の間を往来奔走していたものと推測される。

ところが、その後、素哲はさらに加賀の地を出て諸方歴遊に赴くことになったようである。ただし、その事実を伝えているのは限られた史料にすぎず、「光禅開山老和尚行業記」によれば、

之れに依り、師、東西に遊歴し、特に諸の善知識を訪い、到る処に皆な印可を蒙る。

と伝え、また『洞谷五祖行実』によれば「東西に歴遊して和漢洞済の宗師に謁するに、各おの之れを器重す」とあり、『洞上聯燈録』には「辞し去りて東西に遊歴し、諸善知識を訪ぬるに、到る処に皆な印可を蒙る」と記されている。ところで「光禅開山老和尚行業記」に「之れに依り」とあるのは、正

和五年に運良が大乘寺の住持に迎えられたことによつてという意味であり、素哲の歴遊が運良の大乘寺入院と微妙に関連していたらしいことが知られ、同時に素哲は永光寺に正式に開堂した紹瑾を補佐せず諸方へと旅立つたことにもなる。

さらに「光禅開山老和尚行業記」や『洞谷五祖行実』『洞上聯燈録』に「東西」とあるのは、おおむね鎌倉と京都の禅宗叢林などを指しているものと見られ、素哲がこうした中央禅林を歴遊したことをいうのであろう。『洞谷五祖行実』にはさらに「和漢洞済の宗師に謁する」と記されているが、これは素哲が海を渡って入元した事実を述べたものではなく、日本僧のみならず来日した元国の中国僧らにも参学した消息を意味していると解すべきであろう。素哲は紹瑾の席下を辞して日本国内の各地に歴遊し、しかも曹洞とか臨済という別なく、また日本僧だけでなく来日元僧などにも謁し、到るところで器重されて印可を受けたというのである。当時、来日していた元僧といえ、臨済宗曹源派の一山一寧（妙慈弘済大師、一二四七—一三二七）や曹洞宗宏智派の東明慧日（白雲、一二七二—一三四〇）らが代表的であったから、素哲はこうした中国禅僧にも参学してはなからうか。¹³ ちなみに正和五年七月二三日に鎌倉大地震が起こっており、正和六年一月にも京都大地震が起こっており、二月三日には文保と改元されているが、文保二年に至っても三月六日と四月七日に京都

地震が勃発している。⁽¹⁴⁾ おそらく素哲がこの時期に京都や鎌倉に赴いているのであれば、こうした震災の状況を目の当たりにしていたのではなからうか。

ただし、素哲がこのとき単に日本国内の叢林を歴遊したのみでなく、実際に入元して中国叢林において参学研鑽を積んでいたともとれる消息も存している。すなわち、『越中古文書』卷一〇の「氷見光禪寺書類」に載る「光禪寺所蔵品等」の文書から、かつて素哲が開創した越中氷見の光禪寺に所蔵されていた素哲ゆかりの品の一部として、

一、当山開祖執持拈子。 卷。

開祖明峰和尚、支那天童山ヨリ賜ルモノト。

一、青磁鉢。 同上。

一、同花瓶。 同上。

という記載が存している。⁽¹⁵⁾ これによれば、光禪寺には開祖の素哲が明州(浙江省)慶元路鄞県東六〇里の天童山景德禪寺より賜った品々として拈子および青磁の鉢盂(応量器)と花瓶が所蔵されていたことを伝えている。これが真に天童山から素哲に付与されたものであったとするなら、素哲はその参学期に入元して道元ゆかりの天童山に掛搭していたことになる。ちなみに当時の天童山住持は時期的に東明慧日の法兄に当たる曹洞宗宏智派の雲外雲岫(別号は方巖、妙悟禪師、一二四二—一三二四)に相当しており、雲岫は延祐二年(一三二五)

より示寂する泰定元年(一三三四)八月まで天童山に第四二世として化導を敷き、第一六世中興の宏智正覚(宏智禪師、一〇九一—一一五七)すなわち隰州古仏の再来と称えられている。⁽¹⁶⁾ 仮に素哲が正和五年以降に入元して天童山に上山したとすれば、雲岫に参学していることになる。

この点、興味深いのは後に素哲の法を嗣ぐことになる大智がやはり同時期に入元して天童山などを歴遊していることであつて、⁽¹⁷⁾ あるいは素哲が入元したとすればこれと関わる行動であつたのかも知れない。いま一つ考えられるのは素哲は自ら実際に入元したのではなく、大智が帰国に際して天童山から持ち帰ったものを後に師の素哲に呈示したのが先の将来物で、それが光禪寺に所蔵されていたのではないかとも推測されることである。このように素哲が果たして日本禅林での研鑽のみでなく、入元して中国禅林にも赴いたのか否かは定かでないが、状況的には否定されるべき内容であろう。⁽¹⁸⁾

建仁寺の塔主

光禪

洞谷…後寓洛建仁塔院。

扶桑

延宝

本朝

諸祖

聯燈
源流
大乘

その後の素哲の消息として「光禪開山老和尚行業記」などでは明確でないが、わずかに『洞谷五祖行実』のみが「後に洛の建仁塔院に寓す」という興味深い記事を伝えている。これによれば、素哲は諸方の禅匠に歴参した後、京都洛東の東山建仁寺の塔院に寓居したというのである。建仁寺はかつて素哲も参学期に掛搭したことのある叢林であり、その塔院とは開山栄西（葉上僧正・千光法師）の墓塔を祀る塔頭（廟所）にはかならない。『扶桑五山記』四「山城州東山建仁禅寺」の「塔頭」には栄西の塔院について「黄龍派、興禅護国院、開山塔、扁曰華藏世界」と記されており、同じく「住持位次」にも、

第一、葉上僧正。諱栄西、号明菴。宋徽宗（千光入宋、非徽宗時、孝宗時也）特賜千光法師。嗣天童虚菴徹禅師。備中人。建保二乙亥七月五日、入定于興禅護国院、号入定塔。寿七十五。

と記されているから、建仁寺山内に建てられた栄西の塔頭は興禅護国院と称され、開山塔は入定塔と号され、扁額は華藏世界と書されたことが知られる。この点は『続群書類従』第九輯上（卷二二五）に所収される「洛城東山建仁禅寺開山始祖明庵西公禅師塔銘」においても「塔于建仁之東、曰護国

院」と述べられており、興禅護国院が建仁寺の東側に存したことを伝えている。栄西は建保二年（一二二五）七月五日（六月五日とも）に入定示寂し、この興禅護国院に葬られたとされており、素哲が到った建仁塔院とはまさにこの栄西を葬った塔頭である興禅護国院のことを指している。興禅護国院とはいうまでもなく栄西の主著である『興禅護国論』にちなむ命名であり、京都禅林発祥の靈蹟ともいふべき廟所といつてよい。この栄西の塔院にはその高弟で道元とともに入宋しながら中国浙江の地に客死した仏樹房明全（一一八四—一二二五）の墓塔も合祀されていたものらしい。²⁰明全は道元が先師と仰ぐ禅者であり、栄西もまた道元から師翁として尊崇されている。したがって、建仁寺の興禅護国院は永平派下の曹洞禅者にとつても重要な祖蹟であったといつてよい。

『洞谷五祖行実』は栄西の塔院である興禅護国院に素哲が寓居した消息を記しているわけであるが、その事実をさらに明確に伝えるものとして、大乘寺秘本『洞谷記』には、

元亨三年四月十四日、擬小座湯而点湯請首座。即晚土地堂念誦罷、自京都下向即付法弟子哲書記、建仁寺開山塔主素哲也。夏中法益令分説、誠是室中之領袖也。

という記事が存し、流布本『洞谷記』にも、

同（元亨三年四月）十四日、擬小座湯而点湯請首座。即晚土地堂念誦罷、自京都付法弟子哲書記下向、建仁開山塔主也。夏中

〈異有法益〉令了〈異作分〉説、誠是室中之領袖也。

と記されている。この記事は元亨三年(一一三三)四月一四日の晩に書記の素哲が京都から下向して永光寺に戻って来たことを述べる一段であるが、このときの素哲の肩書きが「建仁寺開山塔主」となっているわけである。したがって、それまで素哲は加賀あるいは能登と京都の間を往来しつつ建仁寺開山塔院において塔主の職位を勤めていたことになり、推測するに、素哲は永光寺僧団あるいは道元派下の曹洞宗を代表するかたちで建仁寺に守塔比丘として派遣されていたのではなからうか。

ちなみに素哲が建仁寺開山塔院の塔主を勤めていた当時、建仁寺の住持であった禅者としては、『扶桑五山記』四「山城州東山建仁禅寺」の「住持位次」などを通して、文保二年(一一三一七)に示寂した大覚派の明窓宗鑑(明覚禅師、一一三三—一一三八)について仏源派の嶮崖巧安(仏智円応禅師、一一二五—一一三三)と鉄庵道生(本源禅師、一一二六—一一三三)が住持し、さらに大覚派の独照祖輝(真覚禅師、一一二六—一一三三五)を経て一山派の石梁仁恭(慈照慧燈禅師、一一六六—一一三三四)へと受け継がれていることが知られる。おそらくこうした臨済禅者が建仁寺一山を管理する中であって、素哲は真摯に塔主として采西の祖廟に仕えていたのである。⁽²²⁾

永光寺の首座

光禪…文保元年、山移洞谷。元亨三年癸亥四月十四日、師自從洛陽建仁而省覲。山喜便問、人投密室時如何。師云、曾不処方外。山云、還解隱身也否。師云、卓爾不依倚。山頷之、乃請師居第一座。同六月、師入室。因山問云、不慕諸聖、不重己靈、汝如何會。師云、夜光勿蹈白、不石即是水。山云、青原垂兩足、又如何。師便禮拜。山云、如是如是。其普說示云、靈山有分座首座、曹溪有分化首座、大乘有分院首座、洞谷有分說首座、諸人還識取此人也否。吾首座明峰、當仁不讓。三十年同宿、二十二年前嗣法。曾在大乘時、為吾侍者、晝夜參得、不相捨離。凡八年矣。当初先師告予云、哲侍者是眞法器也、汝須是佛法衣、云々。実吾家種艸也、今朝局衆立僧秉鉢。付偈云、永光燈下列焰人、照破劫空氣象新、凸出明峰難藏匿、全功轉側露全身。即脫法衣、捧起云、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授來。師接得衣云、庾嶺誰言提不起、而今着得化門開。即日除座、雲衆皆服。

洞谷…元亨年中、帰省瑩山和尚於洞谷。即入室、瑾公設問云、人投密室時如何。師云、不曾処方外。云、還解隱身否。云、卓爾不依倚。瑾公便分半座。拈衣云、永平付法伝衣信、嫡々師資面授來。師応声受之云、庾嶺誰言提不起、而今着得接門開。同日入室普說、從此稱洞谷分說首座。

扶桑…嘗命居第一座說法、授以徹通老人僧伽梨及偈、以表付受之信。哲作偈曰、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授來、庾嶺誰云提不起、而今接著化門開。

延宝…山移、永光、命、師分座、囑、付祖衣并偈。師頂、受衣、偈曰、永平付法伝衣信、嫡々師資面授来、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。

本朝…山開、永光、命、哲分座、尋囑曰、因縁正熟、時節亦至、備宜、代、我繼、大乘席。乃付、伝来衣、説、偈曰、永光燈下列焰人、照、破劫空、氣象新、凸出明峰難、藏匿、全功、轉側露、全身。哲頂、受衣、偈、亦呈、偈曰、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授来、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。

諸祖…山後開、能之永光、招、師分座説法。付、衣説、偈云、永光燈下列焰人、照、破劫空、氣象新、凸出明峰難、藏匿、全功、轉側露、全身。師接、得衣、云、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。既而山囑云、因縁正熟、時節亦至、備宜、代、我繼、大乘席。

聯燈…元亨間、瑩山、抛、洞谷、師、往省觀。山喜居、第一座。癸亥夏六月入室、山問曰、不慕、諸聖、不、重、己靈、汝如何会。師曰、夜光勿、踏、白、不、石即是水。山曰、青原垂、兩足、又如何。師便禮拜。山曰、如是如是。即付、衣、偈曰、永光燈下列焰人、照、破劫空、氣象新、凸出明峰難、藏匿、全功、轉側露、全身。乃拈、衣、曰、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授来。師接得曰、庚嶺誰言提不起、而今著得化門開。

源流…山命、師分座、乃囑付、衣法並偈。
大乘…親伝、衣法。及、瑩山、創、永光、召、師分、座接、納。

素哲は紹瑾が大乗寺の住持を退くとともに、その席下を去つて諸山歴遊に赴いているわけであるが、「光禪開山老和尚行狀記」には「文保元年、山、洞谷に移る」と記され、文保元年に正式に紹瑾が洞谷すなわち永光寺に遷住したことを伝えて

いる。『洞谷記』によれば、実際に紹瑾は文保元年八月に永光寺に方丈を構え、一〇月二日に徒衆を移して形式のごとく入院の儀式を行なっている。さらに同年の冬安居には壺庵至簡が都寺を勤め、鉄鏡眼可が永光寺最初の首座に就任している。この頃には峨山韶碩も永光寺において都寺に就いているほか、後に素哲の法を嗣ぐことになる月庵院瑛（光英とも、？—一三四五）や龍松素溪（祖溪とも）らもすでに永光寺の紹瑾に参随していたことが知られる。⁽²³⁾しかしながら、永光寺の開堂当時に素哲の名は見い出せず、素哲が山内を出て遠く行脚修道の最中であつたらしいことが状況からも確かめられる。

諸山歴遊を終えてから京都東山建仁寺の開山塔院で久しく塔主を勤めていた素哲は、その後、能登に帰って紹瑾の席下に戻っている。『洞谷五祖行実』と『洞上聯燈録』によれば、元亨年間（一一三二—一一三四）に素哲は能登の洞谷山永光寺に帰省して再び紹瑾の席下に列なつたとされている。ただし、この点は、大乘寺に所蔵される『仏祖正伝菩薩戒作法』の末尾に、

右正応五年八月十三日、在、于永平寺之妙高堂、申、出正本、書写畢。同十九日、在、于丈室、而説校了、同伝、受作法了。

此本相伝伝持以来卅年、入、血脈袋、所持。今元応三年辛酉二月時正日、付、授参学小師素哲首座・韶碩都寺。能州洞谷紹瑾、在、丈室妙莊嚴院、授与。

という奥書が存している点に問題を残している。この奥書によれば、かつて紹瑾が正応五年(一二九二)八月に永平寺妙高堂において第四代住持の義演(？—一二三四)より伝授された『仏祖正伝菩薩戒作法』を、ちょうど三〇年後の元応三年(一二三二)一月に永光寺方丈の妙莊嚴院において首座素哲と都寺韶碩という参学小師の二高弟に付授した事になってい⁽²⁴⁾る。正応三年は二月二三日に元亨と改元されているが、素哲はすでに元応三年二月以前には永光寺に戻って紹瑾に随侍し、一山の大家をまとめる首座の要職を勤めていたことになる。か。もちろん、先の建仁寺塔主の記事からして、その後も素哲が永光寺と建仁寺との間を往来し、建仁寺開山塔院の塔主の責務を果たしていたであろうことは疑いない。

永光寺はもと紹瑾が滋野信直(海野二郎)とその妻すなわち後の黙譜祖忍尼より寄進された能登鹿島郡酒井保の山地に茅屋を構えたことに始まり、富樫家方が伽藍を造営して創したものである。紹瑾にとって永光寺は大乗寺に代わるべき新たな拠点寺院となつたわけで、久しくその門を離れていた筆頭の門人ともいふべき素哲を正式に呼び戻し、永光寺僧団の補佐を頼みたい意図は募っていたことであろう。

元応三年は二月二三日に改元されて元亨元年と改まっており、六月一七日に紹瑾は能登鳳至郡櫛比に赴き、七月二二日には権律師定賢より諸嶽寺観音堂の寺領敷地の寄進を受けて

いるが、これが諸嶽山総持寺の始まりである。⁽²⁵⁾さらにやがて総持寺を継承することになる峨山韶碩が一月二五日に紹瑾より永光寺の首座に任ぜられ、秉弘を行なっていることが知られる。⁽²⁶⁾

しかしながら、その頃における素哲の消息は『洞谷記』などでは伝えられておらず、おそらくわずかな滞在を除いて素哲は京都建仁寺の開山塔院に留まっていたものと見られる。もつとも、素哲が建仁寺でなした消息などは全く伝えられておらず、その具体的な活動は定かでないのが惜しまれる。すでに述べたごとく大乗寺秘本『洞谷記』には、

元亨三年四月十四日、擬_二小座湯_一而点湯請_二首座_一。即晚土地堂念誦罷、自_二京都_一下向即付法弟子哲書記、建仁寺開山塔主素哲也。
夏中法益令_二分説_一、誠是室中之領袖也。

という記事が存し、流布本『洞谷記』にも、

同十四日、擬_二小座湯_一而点湯請_二首座_一。即晚土地堂念誦罷、自_二京都_一都付法弟子哲書記下向、建仁開山塔主也。夏中_二異有_一法益_二令_一了_二異作_一分_二説_一、誠是室中之領袖也。

という記事が存しているように、元亨三年(一二三三)四月一四日の晩にそれまで京都建仁寺で塔主を勤めていた書記の素哲が永光寺に帰山していることが知られ、紹瑾は素哲を「室中の領袖」と称えている。この点は「光禪開山老和尚行業記」においても、

元亨三年癸亥四月十四日、師、洛陽の建仁より省観す。山、喜びて便ち問う、「人、密室に投ずる時、如何ん」と。師云く、「曾て方外に処せず」と。山云く、「還た隱身を解するや」と。師云く、「卓爾として依倚せず」と。山、之れに頷き、乃ち師を請して第一座に居せしむ。

と記され、素哲がこの年の夏安居に合わせて前日に建仁寺より帰省しており、おそらく紹瑾の招請により能登に戻っているものと見られる。ここでも素哲がそれまで建仁寺に在ったことが記されているわけであり、永光寺に舞い戻った素哲を迎え入れた紹瑾は喜んで素哲に問いを発している。この商量については『洞谷五祖行実』においても、

瑾公、設問して云く、「人、密室に投ずる時、如何ん」と。師云く、「曾て方外に処せず」と。云く、「還た隱身を解するや」と。云く、「卓爾として依倚せず」と。

とほぼ同内容に記されている。ともあれ、「光禪開山老和尚行業記」においても役職こそ記されていないが、素哲がそれまで建仁寺に在って塔主を勤めていたことは疑いなかろう。

おそらく紹瑾はこのとき素哲を室中（丈室）に迎え入れたものと見られ、直ちに師資の間で問答商量をなし、素哲に対して「学人が密室に投ずる時節」すなわち入室密参の消息を試問している。密室に投ずる時とは仏祖の大道を明らかにして師の印可を受ける時節のことであって、ここでは現に入室して紹瑾の禅旨を相承する素哲自身のありようを問うているわ

けである。素哲が「曾て方外に処せず」と答えているのは、もとより世俗を超えた立場にすら留まってもいない、どこでも密室の事であって常に真理が現前しており、人と法が一枚になっていることを表明したことばであろう。さらに紹瑾は「還た隱身を解するや」と問うているが、隱身とは身を隠すことであり、あとかたを残さない意であるから、仏法に対するとらわれすら捨てた没蹤跡のありようを述べたものである⁽²⁷⁾。このとき素哲は「卓爾として依倚せず」と答えており、高く抜きん出て何ものにも寄り掛からない、主体的な自己の確立こそ隱身の境界であることを表明している。紹瑾はこの答えを是として頷き、そこで素哲を請して第一座（首座）に居らしめたと伝えられる。

しかし、実際にはこの「光禪開山老和尚行業記」や『洞谷五祖行実』に語られる機縁は、後に示すがごとく流布本『洞谷記』に載る紹瑾と孤峰覚明の商量に関する素哲のコメントと同一なのが問題である。もともとこのときの因縁をもとに覚明の商量に対する素哲の一転語がなされたとも解されることから、一概に先の紹瑾と素哲の問答を否定することはできないであろう。いずれにせよ、素哲は夏安居の結制日（四月一日）に合わせて永光寺へと戻り、紹瑾より親しく首座として分座説法を任されんとしているわけである。

このように結制安居の開始とともに紹瑾は会下に戻った素

哲を首座に拝請したものでらしく、やがて夏安居中に法嗣として方丈で入室伝法せしめている。「光禪開山老和尚行業記」によれば、

同六月、師、入室す。因みに山問うて云く、「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜず、汝、如何んが会す」と。師云く、「夜光、白きを踏むこと勿かれ、石にあらざれば即ち是れ水なり」と。山云く、「青原、兩足を垂る、又た如何ん」と。師、便ち禮拜す。山云く、「如是、如是」と。

とあり、また『洞上聯燈録』においても、

癸亥の夏六月、入室するに、山問うて曰く、「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜず、汝、如何んが会す」と。師曰く、「夜光、白きを踏むこと勿かれ、石にあらざれば即ち是れ水なり」と。山曰く、「青原、兩足を垂る、又た如何ん」と。師、便ち禮拜す。山曰く、「如是、如是」と。

として入室の際になされた両者の商量をほぼ同文で伝えている。これによれば、素哲が紹瑾の席下で入室したのは夏安居中の六月であったことが知られる。このとき紹瑾は入室した素哲に対して「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜざる」のありようをどのようにとらえているかを質しているわけである。ここにいう「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜざる」のことは、もともと『景德伝燈録』巻五「吉州青原行思禪師」の章に、

師令_三希遷持_レ書与_三南嶽讓和尚_一曰、汝達_レ書了速廻、吾有_三箇鈍斧

子、与_レ汝住山。遷至_レ彼未_レ呈書便問、不_レ慕_三諸聖不_レ重_三己靈_一時如何。讓曰、子問太高生、何不_三向下問_一。遷曰、寧可_三永劫沈淪_一、不_レ慕_三諸聖解脱_一。讓便休。遷廻至_三靜居_一。師問曰、子去未_レ久送_レ書達否。遷曰、信亦不_レ通、書亦不_レ達。師曰、作麼生。遷举_三前話_一了、却云、発時蒙_三和尚許_三箇鈍斧子_一、便請取。師垂_三一足_一。遷禮拜。尋辞往_三南嶽_一。

と記されるごとく、唐代に六祖下の青原行思(弘濟大師、?—七四〇)が門人の石頭希遷(無際大師、七〇〇—七九〇)を遣わして同門の南嶽懷讓(大慧禪師、六七七—七四四)に書簡を呈せしめた際の機縁にちなむことばである。吉州(江西省廬陵の青原山から衡州(湖南省)衡山県の南嶽(衡山)に到つた希遷が懷讓に対して「諸聖をも慕わず、己靈をも重んぜざる時は如何ん」という問いを発している。諸聖をも慕わずとは、諸々の賢聖すなわち歴代の仏祖を手本として慕うこともしないという意であり、己靈をも重んぜずとは、己の靈性(仏性)を尊ぶこともしない、自己の尊厳性にもあぐらを掻かないといった意であり、何ものにも依倚しない独脱無依のありかたを述べたものである。懷讓が希遷の問いを「子が問いは太高生、何ぞ向下に問わざる」とその質問の孤高さを抑えると、希遷は「寧ろ永劫に沈淪すべくとも、諸聖の解脱を慕わず」と答えている。こうした悟りのあとかたをも残さない無限の仏行を如何に実践しているかを紹瑾は素哲に問い質しているわけである。

これに対して素哲は「夜光、白きを踏むこと勿かれ、石に
あらずば即ち是れ水なり」と答えているが、これは夜の光の
もとで石か水かを見分けながら注意深く歩むがごとく、綿密
な行持を実践していくありようを語るものにほかならない。

諸聖をも慕わず、己霊をも重んじない消息を着実に一步一步
の仏祖行を履踐していく中にとらえるべきことを示している
わけである。また紹瑾は「青原、両足を垂る、又た如何ん」

と素哲に迫っているが、これは印可の証として鋤斧子を求め
る希遷に対して行思がすべてを投げ出した事実の意味を問う
ものである。⁽³¹⁾このとき素哲が紹瑾に対して礼拝をなしたのは、
まさに希遷が行思に対して礼拝した消息と軌を一にしたもの
であり、紹瑾もこれを「如是、如是」と深く認めているわけ
である。素哲の境涯の深まりを如実に知り、満悦する紹瑾の
すがたが察せられる。

つづいて「光禪開山老和尚行業記」には紹瑾が素哲を立僧
首座となした際に行なつた普説として、

其の普説に示して云く、「靈山に分座の首座有り、曹溪に分化の首
座有り、大乘に分院の首座有り、洞谷に分説の首座有り、諸人、還
た此の人を識取すや。吾が首座明峰は、仁に当りて譲らず。三十年
同宿し、二十二年前に嗣法す。曾て大乘に在りし時、吾が侍者と為
り、昼夜に参得し、相い捨て離れざること凡そ八年なり。当初、先
師、予に告げて云く、「哲侍者は是れ真の法器なり、汝、須らく是れ
法衣を伝うべし、云々」と。実に吾が家の種艸なり、今朝、衆を局

りて立僧乗扱せしむ」と。
ということばが載せられている。この一連の素哲の立僧入室
の事情をより具体的に伝えるものとして大乘寺秘本『洞谷記』
には、

同六月廿五日、普説令行入室。非_テ拳_ニ平常立僧_ニ上堂普説_ト師入
室、資正是分説也。靈山有_ニ分座首座_ニ、曹溪有_ニ分化首座_ニ、迦葉・
青原。大乘有_ニ分院首座_ニ、洞谷有_ニ分説首座_ニ、紹瑾・素哲也。

という記事も存し、流布本『洞谷記』にも、

同日、普説令行入室、非_テ拳_ニ平常立僧_ニ上堂普_ト師入室、資正
是分説也。靈山有_ニ分座首座_ニ、曹溪有_ニ分化首座_ニ、迦葉・青原也。
大乘有_ニ分院首座_ニ、洞谷有_ニ分説首座_ニ、紹瑾・素哲也。

として、同じく六月二五日の消息が載せられている。これに
よれば、この日、紹瑾は普説して素哲を入室せしめており、
このときの入室が平常に挙する立僧の上堂普説とは相違し、
師が入室すると資（弟子）が分説することであると述べている。
「光禪開山老和尚行業記」に「靈山に分座の首座有り、曹溪
に分化の首座有り、大乘に分院の首座有り、洞谷に分説の首
座有り」とあるのは、靈鷲山において摩訶迦葉が分座の首座
を勤め、曹溪山において青原行思が分化の首座を勤めた例に⁽³²⁾
比して、大乘寺で分院の首座を勤めた紹瑾自身のかつての消
息とともに、永光寺で現に分説の首座を勤める素哲のありよ
うを高く評価しているわけである。⁽³³⁾

この点、幸いに『曹洞宗古文書』上巻「広福寺文書」に「素哲法衣相伝法語」が所収されており、このときの素哲の立僧普説のさまを窺うことができる。いま、その全文を示すならば、

元亨癸亥六月廿五日、拳_二哲首座_一立僧普説云、相_二繼七仏法_一、付_二授列祖心_一、了了無_二三世_一、靈靈離_二四禁_一。一燈分_二百億_一、百億不_二相侵_一、塵劫以來事、到頭絶_二追尋_一。宛如_二葫蘆藤_一、手纏_二葫蘆藤_一。所以道、有_二一老人_一、能變_二作万物_一、是什麼人。靈山分座、曹谿分化、大乘分食、洞谷分説、俱有_二立僧_一、称_二大衆等入室_一。諸人識_二取此人_一也未。

吾首座哲明峯、当_二仁不_一可_レ讓。三十年同宿、二十二年法嗣。当初在_二大乘_一、為_二侍者_一八箇年、昼夜參侍而不_二相離_一。予常喚云_二哲侍者_一。哲応諾。予即問云、是什麼。不_二答話_一。經_二八年_一、如_レ此參侍問答。有時又問云、有_二一老人_一、能變_二作万物_一、是什麼人。哲云、会_二先_一老人話。禮拜云、皮膚脱落尽、唯有_二一真実_一。予云、若_二与_レ麼者_一、与_二香林遠侍者_一同轍、為_二予侍者_一不_レ空。自_レ余許_二籌室_一。加_レ之、先師遺囑云、長老、哲侍者は法器也、衣法須_レ付。予白云、予与_レ師同眸、徹見分明、此子吾家種草也。

今朝对_レ衆令_二入室_一、付_二信衣_一。遂云、永光燈下列焰人、照_二破劫空_一。氣象新、凸出明峯難_二藏匿_一、全功転側露_二全身_一。下座、以_二私子_一打_二禅床角_一云、請_二首座_一為_レ衆入室。下座、脱_二法衣_一捧起云、永平付法伝衣信、嫡嫡師資面授来。哲伝_二領法衣_一提起云、庾嶺誰言提不_レ起、而今著得接門開。

という素哲の立僧と普説に関する文書が存しており、その間のさらに詳しい事情が知られる。「素哲法衣相伝法語」の古文

書は一般に「明峰禅師立僧普説」と称されて熊本県玉名市石貫の広福寺に伝えられており、国の重要文化財に指定されている³⁴。いま、とくに「素哲法衣相伝法語」より「立僧普説」の部分を書き下し文に直せば、およそつぎのようになる。

七仏の法を相い継ぎ、列祖の心を付授す。了了として三世無く、靈靈として四禁を離る。一燈は百億に分かれ、百億は相い侵さず。塵劫以来の事は、到頭に追尋することを絶す。宛かも葫蘆藤の手ずから葫蘆藤を纏うが如し。所以に道う、「一老人有り、能く万物を製作す、是れ什麼人ぞ」と。靈山にて分座し、曹谿にて分化し、大乘にて分食し、洞谷にて分説す、俱に立僧有り、大衆を称して等しく入室す。諸人、此の人を識取すや。

そこには過去七仏から歴代の祖師へと伝えられてきた正伝の仏法を素哲に継承させんとする紹瑾の意気込みが窺われ、師資相伝し面授相承してきた法門とともに、万物を製作する一老人すなわち主体的な自己とは何かを問題にしている。ついで紹瑾によつて素哲の行歴と参学_二の消息_一が述べられた後、さらに先に示したごとく紹瑾が信衣を付与する内容の前二句を述べ、素哲がこれを受納する内容の後二句を述べて偈頌が完成している。この偈頌の唱和については「光禅開山老和尚行業記」にも、

偈を付して云く、「永光燈下、列焰の人、劫空を照破して氣象新たなり、凸出せる明峯、藏匿し難し、全功転側して全身を露わす」と。即ち法衣を脱いで捧げ起して云く、「永平の付法、伝衣の信、嫡嫡た

る師資、面授し来たる」と。師、衣を接得して云く、「庾嶺、誰か言わん提げ起せずと、而今、着し得て化門開く」と。即日、座に除するに、雲衆皆な服す。

と記されている。紹瑾は永光寺の燈下に新たに法燈を列ねる素哲という優れた人材が打出されたことを高らかに証明するのであり、道元から代々に相伝された法衣の袈裟を脱いで捧げ起こし、師資面授の伝衣として素哲に授与している。このとき素哲はその伝衣を受け取るや、先に触れたごとく紹瑾の「永平の付法、伝衣の信、嫡嫡たる師資、面授し来たる」という前二句に呼応し、自ら「庾嶺、誰か言わん提げ起せずと、而今、着し得て化門開く」という後二句を述べ呈している。素哲としては大庾嶺における六祖慧能（大鑑禪師、六三八―七一三）と蒙山道明（慧明とも、四品將軍）との伝衣の消息を踏まえて仏祖の教えを正しく受け継いだことを表明し、これより伝衣を身に纏って衆生済度の化他の法門に邁進することを誓っているわけである。

この点は大乗寺秘本『洞谷記』においても、

元亨三年癸亥六月廿五日、哲首座立僧入室、伝衣竹篋同面授。捧_二伝衣云、永平付法伝衣信、嫡々師資面授来。哲首座相受頂戴云、庾嶺誰言提不起、而今著得接門開。

という記事が存しており、同じく流布本『洞谷記』にも、

同廿五日、哲首座立僧入室、伝衣竹篋同面授。捧伝衣曰、永平付

明峰素哲の生涯とその功績(一) (佐藤)

法伝衣信、嫡嫡師資面授来。素哲首座相受頂戴云、庾嶺誰言提不起、而今著得接門開。

として同様の記事が載せられている。素哲が首座として立僧入室したのがやはり元亨三年の六月二五日であったことが知られ、このとき紹瑾は首座の素哲に対して伝衣と竹篋を目の当たりに授けている。とくに『続扶桑禪林僧宝伝』によれば、紹瑾は親しく徹通義介より相伝された僧伽梨衣と付法の偈を授け、これを付受の証しとしたとされている。

紹瑾の示す前二句は、永平寺の道元が親しく付法の証しとして仏祖正伝の袈裟を伝え、その後も懐契から義介、義介から紹瑾自身へと師資が代々面授によってこれを相伝してきたことを語るものである。素哲の答える後二句は、そのむかし六祖慧能を追いかけて大庾嶺に到った五祖下の蒙山道明が祖師相伝の袈裟を捧げ起こせなかつた逸話を前提としており、いま、自らがここに正伝の袈裟を被着することができ、新たに接化の門が開かれたという抱負を語っているわけである。

ただ、『本朝高僧伝』と『洞上諸祖伝』において、紹瑾がこの時点で「大乘の席を継ぐべし」と語ったとされるのは忠実としては認めがたく、両史料が永光寺ではなく大乗寺を初住地とする説に基づいて付加した内容と見られる。

こうして「光禪開山老和尚行業記」によれば「即日、座に除するに、雲衆皆な服す」とあり、紹瑾は素哲を名実ともに

筆頭の高弟として認め、座を分かつて席下の道俗らの前に第一座として表明しているのであって、永光寺一山の大家はみな素哲に心服したとされる。座に除するとは新しい役職に任命することであり、首座として乗扱させたことを述べている。

ちなみに『加能史料・鎌倉II』の正中二年(一二三五)八月の「十五日、能登国永光寺・総持寺前住紹瑾(瑩山)、没する」の項によれば、福岡県の河村道器氏の所蔵である「三木一草文識語」として、

菩薩戒相伝事、宗家一大事因縁、故少林僅六人也、南岳其一人也。或伝云、三聚戒也、又俗一人与皮肉骨髓四門人也。薬山十八人、洞山廿人也。開山永平和尚有別願授戒、殆將及千人。然而、正伝戒法才五人也。契和尚授戒六百余人、伝戒才五人也。介和尚授戒三百余人、伝戒才四人也。紹瑾授戒已七百余人、自正応及元亨、残年不知幾年人数幾。伝戒又十余輩、現在二人也。介公云、唐土在家男女有受戒事、此授三聚戒、如我朝結縁灌頂之。

三木一草事、為後鑑記之。(花押)

昔年捨筆時、教哲侍者書之。

という識語が伝存している。現在、この文書は大本山総持寺の宝物殿に依託所蔵されており、初期曹洞宗教団における菩薩戒相伝の実態を伝える貴重な現存史料となっている。⁽³⁶⁾「三木一草文識語」が書された年時は定かでないが、記事内容からして紹瑾の晩年に当る元亨年間(一二三二—一二三三)の末頃のことであろう。これによれば、永平寺開山の道元は一〇〇

〇人にも及ぶ道俗に授戒したというが、戒法を正伝した者すなわち伝戒門人となるとわずか五人にすぎなかったとされる。同様に懐契は六〇〇人に授戒しているが、伝戒の者となるとわずかに五人であり、義介も三〇〇人に授戒しているが、伝戒の者はわずかに四人であったと記されている。さらに内容は紹瑾自身のことと及んでいるが、紹瑾は正応年間(一二八八—一二九二)から元亨年間に及ぶ約三〇年間に七〇〇人以上の道俗に授戒しているが、正応年間に最初の授戒をなしていることは世寿六二歳説を裏付ける記載としても注目される。また元亨年間までになした伝戒門人はわずかに一〇人にすぎず、その中で七人が存命であったことを表明している。示寂した者には鉄鏡眼可らがおり、存命の者は素哲・韶碩ら有力門人が含まれているのであり、紹瑾は後鑑のためにこれを記し、哲侍者すなわち素哲をして書写せしめていくわけである。紹瑾自ら「昔年、筆を捨つる時」と述べているから、書写せしめた時期はおそらく元亨年間の終りの頃と見られ、紹瑾は晩年に及んで改めて「昔年、筆を捨つる時、哲侍者をして之れを書せしむ」の識語を付しているであろう。

首座の活動と孤峰覚明

ところで、「光禪開山老和尚行業記」をはじめ僧伝・燈史には何らの記載も存していないが、この時期の首座素哲をめぐる

る消息として注目すべき事跡に、臨濟宗法燈派の孤峰覚明（國濟三光国師、一二七一—一三六一）との関わりが挙げられる。覚明は法燈派祖の無本覚心の法嗣で、かつて素哲が参学した恭翁運良とは同門の法弟に当たる臨濟禅者であるが、この時期に洞上の宗旨を探らんと遠く能登の永光寺に到って晩年の紹瑾に参学している。

覚明は会津（福島県）の出身で、比叡山で受戒した後に紀伊（和歌山県）由良の鷲峰山西方興国禅寺に赴いて法燈派祖の無本覚心に参学している。その後、覚明はただちに出羽（山形県）田川郡大泉荘の善見山玉泉寺（後の国見山玉川寺）かに到って道元の法を嗣いだとも伝えられる高麗僧の了然法明（弘章、？—一三〇八？）に投じており、法明の席下で覚明は寢食を忘れて参禅学道に努め、『十牛図』の語句にちなむ参究などを通して法明の実地の指導を受けている。さらに覚明は入元して中国元朝の江南禅林を歴遊すること一〇年にも及んでおり、帰国した直後にただちに能登の永光寺に到って紹瑾を訪ね、その門に投帰することになるのである。

すなわち、実際に覚明の法嗣である河南聖珍（号は南洲とも）が覚明の示寂してまもない南朝の正平一七年（北朝の康安二年、一三六二）一〇月二四日に「孤峯和尚行実」を撰しているが、そこには紹瑾との関わりについて、

還参能州洞谷瑩山瑾和尚、欲探洞上宗風。師亦誓云、不了畢

明峰素哲の生涯とその功績（一）（佐藤）

大事、再不_レ出_レ此山矣。寺之土地預告_レ報師之来、兼第一座者（号明峯）夢_レ寺之土地命_レ行者令_レ備_レ珍饈茶菓云、今日入唐僧覚明者可_レ来_レ此寺。明日果腰_レ袍而入_レ寺。第一座見_レ之而逆問云、新到名阿誰。師云、覚明。第一座云、長老及土地者昨夜報_レ子来也。乃拉_レ師上方丈。瑾和尚見_レ来立問云、和漢両朝参_レ得何辺事。師以_レ手指云、前面法堂、背後方丈。瑾首_レ肯_レ之、携_レ手共入_レ寢堂。臨機応酬、無_レ所_レ濡滞。自_レ是一衆改_レ觀。掛錫之後、脚弗_レ越_レ閭、脇弗_レ即_レ席。三年瑾云、汝種草不_レ凡、伝燈一千七百旧公案、一一拈来、共_レ汝商量、毫髮無_レ差、吾之与_レ汝因縁感_レ発、猶如_レ磁鉄。有時室中私_レ驗_レ師_レ拳話云、如何是室中人。師云、無_レ依倚_レ而孤露坐。瑾以_レ謂、是即是、以後定不_レ為_レ我家種草。雖然如_レ是、法無_レ二法、寧有_レ偏党_レ乎。我家有_レ仏祖正伝菩薩戒血脈、宗門一大事因縁也。即今付_レ属_レ於汝、尽未来際莫_レ令_レ断絶矣。師遂授_レ持_レ之。仍記曰、此去住_レ雲州、以後必為_レ帝王之師。即夜半三更、故教_レ師去_レ矣。蓋懼_レ衆之憎嫉_レ也、恰類_レ嶺南能_レ也耳。

と記されている。この点は江戸期に臨濟宗妙心寺派の無著道忠（照冰堂・葆雨堂、一六五三—一七四四）が撰述した「雲州瑞塔山天長雲樹興聖禅寺開山両朝特賜国濟三光国師碑銘」において、

適瑩山瑾公、柄_レ法能州洞谷、道声鼎沸。師自_レ鎌倉_レ発足、往就詢_レ洞上秘旨。先山下自_レ誓、若不_レ濟_レ事、敢不_レ出_レ斯山。時哲明峰首_レ衆、前夕夢、土地神区画行者、陳_レ具珍饈茶果云、待_レ入_レ宋僧覚明也。明日師腰_レ包上来。峰迎問云、新到名甚麼。答曰、覚明。峰驚喜云、公乎。師問_レ故曰、昨夜土地已報焉。乃引_レ之上_レ方丈。瑩山問曰、走_レ遍和国漢土、参_レ得_レ甚_レ辺事。師以_レ手指云、前面法

堂、背後方丈。山頗奇之。後日入室、臨機円転無所滞。一衆注目。山拈伝燈一千七百公案、一一与師共商量、針芥相投、未始抵牾。山嘆云、吾之与汝道縁会過、有如磁鉄也。師自掛錫、趾弗越門限、脇弗沾单席、相隨三年如一日、尽得其隱蹟。一日欲辞去。山扚室問云、如何是室中人。答云、無依倚孤露而坐。山不釈然、徐曰、是即是、但汝向後必不為我家種草。雖然如是、法無二法、理非偏党。吾家有仏祖正伝菩薩戒血脉、宗門大事、豈恡於汝哉。即今付嘱於汝、尽未來際莫令断絶。師糾虔而受之。山復告云、此去西住雲州留焉、他後必為帝者之師也。其夜三更令潛去。蓋懼妬慢之徒謀不善也。亦東山録嶺南能之意也。

と記されていて、その間の消息がかなり克明にまとめられている。⁽³⁸⁾この中でいま注目すべきは、永光寺の土地神(護伽藍神)と第一座(首座)であった素哲をめぐる因縁であつて、覚明はこのとき素哲ときわめて親しい道交を結ぶことになつたようである。

覚明が永光寺に到る前日の夜中、夢の中で覚明が来参するであろうことを寺の土地神が予め第一座の素哲に告げ、⁽³⁹⁾行者に珍饌・茶菓を供えるべき旨を述べ、「今日、入唐僧覚明という者、此の寺に来たるべし」と伝えたときされる。果たして当日に包みを腰にして一介の雲水が永光寺に辿り着くのであり、素哲が出迎えて「新到、名は阿誰ぞ」と問うと、一僧は「覚明」と答えている。素哲は驚いて昨夜の夢をその僧すなわち

覚明に伝え、その稀有なる来参の因縁をとともに喜んだとされる。その時期は明確には記されていないが、素哲が首座に就いた元亨三年(一二三三)六月二五日より以降のことと解すべきであろうか。

このとき素哲はただちに覚明を伴つて方丈に上り、堂頭の紹瑾に拝謁面会させている。覚明が方丈に到るや、紹瑾は立つたまま「和漢の両朝にて何辺の事に参得すや」と問い詰めている。紹瑾としては初相見の覚明に対して、中国と日本の禅林を闊歩して得た参禅学道の心底を問い質しているわけである。このとき覚明は方丈から前面を指して「前面は法堂、背後は方丈」と答えている。前方には法堂が立ち、背後には方丈が存しているというのは、諸法実相あるいは触目菩提の道理を語るものにはかならず、唐末五代の雲門文偃(匡真禅師、八六四—九九九)の「雲門厨庫三門」の古則をすら連想せしめるものがある。⁽⁴⁰⁾この答えを聞いて紹瑾ははじめて覚明を肯い、手を携えてともに寢堂すなわち住職の寢室(方丈)に入つて親しく問答商量を展開したときされる。ちなみにこの初相見の問答は、『諸嶽開山二祖禅師行録』の「諸嶽開山瑩山仏慈禅師行録」にも収録されている。⁽⁴¹⁾

紹瑾との間で交わした覚明の臨機応酬は少しも滞るところがなく、これより永光寺山内の一衆は覚明に対して見方を改めて注目するようになったと伝えられる。そこにはおそらく

覚明の人となりが高く評価する素哲らの配慮が大きく影響していたものと推測され、覚明は永光寺に掛搭してより後、徹底して修行に邁進し、寺の山門の敷居から外に出ることなく、常に坐禅辦道して脇を席に着けることがなかったとされる。

その後も素哲は永光寺に留まって首座として晩年の紹瑾を補佐して活躍しているが、大乘寺秘本『洞谷記』によれば、

元亨癸亥十月廿四日夜丑時、感夢、有処供養新法堂、法座正面有三階。座上說法、不覺自主階下立地。淨住無涯・当首座明峰等、曲躬問訊。山僧叉手說法曰、正眼開明、法堂大開、識得人々、不立階梯。へ為後鑑記。

という記載が存し、流布本『洞谷記』にも、

元亨三年十月廿四日夜寅へ異作丑時、感夢云、在所供養新法堂、法座正面有三階。座上說法、不覺自主階下立地。時淨住無涯・当首座明峰等、曲躬問訊。山僧叉手說法曰、正法眼開明、法堂大開、識得人々、不立階梯。へ為後鑑記之。

として記事が存している。これによれば、元亨三年一〇月二四日の夜、丑または寅の刻に紹瑾は夢を感じて新たに建てた法堂を供養し、法座での説法の際に主階より下りて地に立つ。このとき石川郡金沢の法苑山浄住寺の住持となつたばかりの無涯智洪と永光寺の首座であつた素哲らが曲躬問訊し、これに応じて紹瑾は叉手して法を説き、会下の大衆に「正眼開明して、法堂、大いに開く、人々を識得し、階梯に立たず」という四句偈を示している。

また流布本『洞谷記』のみには正中元年（一二三四）正月に紹瑾が覚明との間でなした問答として、

正中元年甲子正月十一日、覚明上座參問、去冬和尚垂示曰、隱身當臺作麼生、近日我解隱身。予曰、作麼生隱身。明曰、没蹤跡。予曰、作麼生没蹤跡。明曰、進之不妨、退之不妨。予曰、老僧不、然、進不得退不得。明云、不借他力。予云、上座有力、力尽始得。明云、死馬加鉄為活也、為尚殺也。予云、為能死。明云、和尚得幾罪。礼拜去。碩首座後來問此因縁、問云、和尚作麼生答、這得幾罪。予曰、我為汝入地獄如箭。予即問碩首座、作麼生道。碩曰、為汝不顧眉鬚墮落。又問哲首座、投入密室時如何。哲云、不曾入方外。又問碩首座。碩云、不疑堂裏人。又問悟典座。悟云、卓爾無依倚。

という機縁を伝えている。⁽⁴²⁾これによれば、正月一日に覚明が參問して、去冬に紹瑾が垂示した「身を當臺に隠すこと作麼生」のことばについて「我れ隱身を解す」と答えている。紹瑾がその隱身のありようを質すと、覚明は「没蹤跡」と答えている。紹瑾がさらに没蹤跡のありようを問い質すと、覚明は「進むるを妨げず、退くを妨げず」と答え、進むも自由、退くも自由な境界のことであると示す。これに対して紹瑾は「老僧は然らず、進み得ず、退き得ず」と述べている。さらに覚明が「他の力を借りず」と答えると、紹瑾は「上座、力有り、力尽きて始めて得し」と押さえている。

その後、この覚明の一段の因縁を首座の峨山韶碩に問われ

た紹瑾は「我れ汝が為めに地獄に入ること箭の如し」と答え、紹碩も「汝が為めに眉鬚の墮落するを顧みず」と見解を述べている。さらに紹瑾はこの因縁にちなんで人の密室に投ずる消息について門下の紹碩と素哲の二首座および悟典座の三禪者にそれぞれ見解を求めている。これに対して、素哲は「曾て方外に処せず」と答え、紹碩は「堂奥の人を疑わず」と示し、悟典座は「卓爾として依倚する無し」と述べているが、覚明が素哲や紹碩らとともに互いに永光寺僧団に在って切磋琢磨しているさまが窺われる消息といえよう。ただ、ここにいう「曾て方外に処せず」と「卓爾として依倚する無し」ということは、すでに述べたごとく素哲の機縁の語句と同一なのが問題であろう。

さらに大乘寺秘本『洞谷記』には、

能州洞谷山東西兩班尊道・素哲等、並江湖雲衆至簡・素溪等、今月初八日、転仏生令辰、請開堂転法者。右伏惟、洞水逆流、宗派溢于江湖、大陽普照、光輝遍於日域。滔天波瀾、請欲識取槌源、永光伝燈、願勿神秘正命。令此後五百歳再見靈山会矣。謹疏。堂上大和尚、慈悲容納、歴代祖仏祖、共作証明。謹疏。

元亨四年四月八日、兩班尊道・素哲等、謹疏。

という記事が存し、流布本『洞谷記』にも、

能州洞谷山東班西班尊道・素哲等、並江湖雲衆至簡・素溪等、今月初八日、転仏生令辰、請開堂転法者。右伏惟、洞水逆流、宗

派溢于江湖、大陽普照、光輝遍於日域。滔天波瀾、請欲識取根源、永光伝燈、願勿神神秘正命。令此後五百歳再見靈山会矣。謹疏。堂上大和尚、慈悲容納、歴代諸仏祖、共作証明。謹疏。

正中元年四月八日、兩班尊道・素哲等、謹疏。

としてほぼ同文の記載が載せられている。⁽⁴³⁾これは正中元年(元亨四年、一三三四)四月八日に永光寺の兩班であった尊道・素哲らと寺内の大衆であった至簡・素溪らが仏降誕日の説法を堂頭の紹瑾に依頼した請疏であつて、当時の首座素哲が都寺尊道とともに東西の兩班を代表する門人として重きをなしていたことが知られる。このとき施主の富樫家方も紹瑾に対して疏を奉っている。ちなみに尊道の消息は定かでないが、至簡は紹瑾の法を嗣いだ壺庵至簡のことであり、素溪は後に素哲の法を嗣いだ龍松素溪のことである。

この頃に大智が久しい元国での研鑽を終えて帰国し、永光寺に到つて紹瑾に謁している。すなわち、大乘寺秘本『洞谷記』には、

次五月廿日、鎮西智者遠訪風来、曹山重編五位君臣二冊・投子青語一冊・真歇了語将来。重編者、太宋末流布、況乎日本始見之、大可秘藏。非其人者、不可令見、可為家重宝。投子語・真歇語者、開印板可流布。

という記事が存し、五月二〇日に大智が永光寺に辿り着いていることが知られ、大智はこのとき『曹山重編五位君臣』二

冊と『投子青和尚語録』一冊および『真歇了和尚劫外録』一冊などを永光寺の紹瑾の下に将来したとされる⁽⁴⁴⁾。これらの将来典籍はともに中国曹洞宗の貴重な禅籍であり、永光寺なし日本曹洞宗にとっては思想基盤として重宝されたはずである。すでにこのとき大智の境涯はかなりに達していたものと思われるが、紹瑾は結局のところ大智を法嗣とすることはせず、自らの示寂後は素哲に随侍すべきことを託している。

同じく『洞谷記』によれば、これに先立って五月一六日には首座の韶碩をはじめ僧衆二〇人が能登の総持寺僧堂を開くために永光寺を出山しており、同月の二九日には僧堂が開単して紹瑾は両班を請して開堂の式が行ない、ここに総持寺僧団が始動している⁽⁴⁵⁾。さらに紹瑾は七月七日には総持寺の住持職を韶碩に譲与し、かつて道元が山城深草の興聖宝林禅寺で最初に用いた竹篋などを付授しているが、後に素哲の僧団と対峙することになる韶碩がこのときより総持寺第二世の住持として活動を開始しているわけである。

さらに正中二年（一二三二）七月二日に紹瑾は永光寺における住持尊宿の次第を定めている。すなわち、大乘寺秘本『洞谷記』には、

当山住次尊宿、先瑩山法嗣中揀_ニ嗣法臘次、可_ニ住持興行。吾有_ニ四門人、若又有_ニ一人歟、有_ニ孫弟法嗣一人。住持闕如者、六兄弟中、励_レ力束_レ蔑、興化利生。是山僧現存悉知、尽未来際法孫相統

明峰素哲の生涯とその功績(二) (佐藤)

者、可_レ依_ニ各人興法利生。唯願、法孫歷代、代_レ仏揚_レ化、化他不_ニ断絶_一矣。
正中乙丑初秋二日記。

明峰・無涯・峨山・壺庵・孤峰・珍山。

とあり、流布本『洞谷記』にも、

同七月二日。当山住次尊宿、先瑩山法嗣中揀_ニ嗣法臘次、可_ニ住持興行。吾有_ニ四門人、若又有_ニ一人孫弟法嗣_一歟。又住持闕如者、六兄弟中、励_レ力束_レ蔑、興化利生。是山僧現存悉知、尽未来際法孫相統者、可_レ依_ニ各人興法利生。唯願、法孫歷代、代_レ仏揚_レ化、化他不_ニ断絶_一矣。
正中乙丑初秋二日記。

明峰・無涯・峩山・壺菴・孤峰・珍山。

と記されている。この日、紹瑾は永光寺の将来を鑑み、法嗣の中より嗣法の臘次に基づいて住持興行すべき四門人として明峰素哲・無涯智洪・峨山韶碩・壺庵至簡を挙げ、さらにいま一人の法嗣ともいべき孤峰覚明と、孫弟の法嗣ともいべき珍山源照の二人を加えた六兄弟を定めている。住持が欠如した場合、四門人あるいは六兄弟が結束して興化利生に尽力し、その門流によって尽未来際にわたり永光寺が存続繁栄すべきことを託している。この中で覚明は結局のところ紹瑾に嗣承香を炷くことはなく、臨濟宗法燈派の臨濟禅者として活動することになるわけであるが、永光寺僧団はまさに筆頭の素哲を中心に四門人によって維持展開されていくことになる。

永光寺に所蔵される『血脈宗派并日本小宗派』の「日本小

宗派」には「洞谷瑩山」の法嗣として「光禪南明明峯」「無岷智洪」「総持峩山」「壺庵至簡」「孤峯」「珎山」「祖忍」という七人の名が挙げられているから、黙譜祖忍尼を加えている点を除けば、四門人・六兄弟の六人の順序は『洞谷記』と同一となつている。⁽⁴⁶⁾素哲が越中(富山県)射水郡氷見の光禪寺住持と甲斐(山梨県)巨摩郡の南明寺住持の肩書きで記されているものの筆頭の弟子に挙げられており、覚明も古くは明確に紹瑾の法嗣として永光寺僧団の曹洞禪者から認められていたらしいことが知られる。⁽⁴⁷⁾

ちなみに永光寺山内の法堂の背後に存する五老峰伝燈院には五老ならびに永光寺歴代の位牌が奉安されているが、外部の正面には「五老峯」と刻まれた木製の縦額が掲げられており、これが覚明の筆蹟と伝承されている。⁽⁴⁸⁾これが史実であれば、覚明は何らかの因縁で紹瑾の生前かその示寂後に永光寺の僧衆に依頼されて「五老峯」の三文字を揮毫していることになる。

永光寺への出世と瑩山紹瑾の示寂

光禪…山自_二抛_一伝燈院、讓_二師于洞谷二代法席_一、囑云、靈山一会座猶暖、附_二与明峰永興繁_一、洞谷青松緑弥奥、雲居懸記水泓灣。因縁正熟、時節亦到、爾宜_二代_レ我_一、大興_二宗風_一。于_レ時正中二年八月八日乃云、素哲吾門遺跡之僧録也、喻如_二王道行事_一、

管_二素意永劫_一是也。

洞谷…正中二年八月八日、充_二洞谷第二代位_一。付_二一偈云_一、靈山一会坐猶暖、分_二与明峯永興繁_一、洞谷青松緑弥奥、雲居懸記水泓灣。亦曰、素哲老者、瑩山遺蹟為_二僧録_一、永劫勿_レ失_二祖意_一、譬如_二王道行事_一、云々。へ斯_二二手沢_一、今在_二加州大乘寺庫_一。

扶桑…嗣後開_二法于(大乘)及永光(光禪)_一、三坐_二道場_一、而名流_二遐迹_一。

延宝…(住_二大乘_一)、移_二永光_一、(扨_二越之光禪寺_一、為_二第一世_一)。

本朝…(遂住_二大乘_一)、尋移_二永光_一。(越之檀越、扨_二光禪寺_一、延為_二開山始祖_一)。三処道場、風規真密、参徒帰心。

諸祖…師受_二命礼辞_一、(帰住_二大乘_一)。又遷董_二能之永光(越之光禪)_一。故有_二三坐道場之名_一、流播_二寰宇_一。

聯燈…正中二年、承_二命住持洞谷_一。

源流…(遂住_二大乘_一)、尋移_二永光_一、(又開_二越之光禪_一)。

大乘…尋董_二永光_一。(延元二年住_二本山_一。後開_二山越之光禪_一)。

久しく紹瑾に随侍していた素哲は正中二年(一三二五)八月に到つて示寂直前の紹瑾より親しく永光寺第二代の住持職を任されることになる。すなわち、「光禪開山老和尚行業記」によれば、その経緯について、

山、自ら伝燈院に抛り、師に洞谷二代の法席を譲り、囑して云く、「靈山の一会、座猶お暖かなり、明峰に附与して永く興繁す、洞谷の青松、緑は弥いよ奥く、雲居の懸記、水は泓灣たり。因縁は正に熟し、時節亦た到る。爾、宜らく我れに代りて大いに宗風を興すべし」と。時に正中二年八月八日、乃ち云く、「素哲は吾が門の遺跡の僧録なり、喻えば王道の行事の如し、素意を永劫に管する是れな

り」と。

と伝えている。紹瑾はこのとき自ら東堂となって山内の五老峰伝燈院に隠居し、素哲に永光寺第二代の法席を譲っているが、合わせて七言四句の付嘱の偈頌を与えている。この点は『洞谷五祖行実』においても、やはり紹瑾は素哲に対して、

靈山の一会、坐猶お暖かなり、明峯に分与して永く興繁す、洞谷の青松、緑は弥いよ奥く、雲居の懸記、水は泓灣たり。

という一偈を付したことを伝えている。「靈山の一会、坐猶お暖かなり」とは、靈山すなわち靈鷲山における「世尊拈華」の伝法の消息で、靈山の一会において釈迦牟尼仏が摩訶迦葉に半座を分った故事のことであり、釈迦牟尼仏の示した仏法の温もりが永光寺に現成していることを強調したものである。

「明峯に分与して永く興繁す」とは、その半座をいま素哲に譲与し、後代に法孫が永く繁茂することを願う内容である。「洞谷の青松、緑は弥いよ奥く」と「雲居の懸記、水は泓灣たり」とは、永光寺の溪声山色の中に仏法の隆盛を願う内容である。紹瑾としては法を素哲に付与し、洞谷山中の松の緑がいよいよ深みを増すがごとく永劫に法統が繁茂することを願うわけである。「雲居の懸記」とは、唐末に活躍した洞山下の雲居道膺（弘覚禪師、八三五？—九〇二）の記別のことであり、あるいは「雲居世尊密語」の古則を示すものであろうか。⁽⁵⁰⁾ここではおそらく師の洞山良价（悟本大師、八〇七—八六九）の法門を

受け継いだ道膺の門流がその後の中国曹洞宗の法統を維持した事実に加え、素哲の門流が久しく後代へとつづくのを紹瑾が記別していることになろう。その上で紹瑾は素哲に対して因縁が熟し時節が到来したことを告げ、自らに代わって大いに洞上の宗風を興すべきことを託している。しかも「光禪開山老和尚行業記」では、この譲与がなされた日時を正中二年八月八日であったと記している。

さらに「光禪開山老和尚行業記」によれば、紹瑾は素哲を単に永光寺住持に据えたのみでなく、素哲に対して「素哲は吾が門の遺跡の僧録なり、喩えば王道の行事の如し、素意を永劫に管する是れなり」と告げ、遺跡寺院の僧録にも任命していることが知られる。『洞谷五祖行実』においても紹瑾が素哲に親しく、

素哲老は、瑩山の遺蹟にて僧録と為す、永劫に祖意を失すること勿かれ、譬えば王道の行事の如し、云々。

と示したことになっている。しかもこのとき紹瑾が記した二種の手沢がいまも大乘寺の庫内に秘蔵されていることを伝えている。この点、幸いに流布本『洞谷記』には「洞谷門下僧祿御書曰」として、

素哲、予遺跡之僧祿也。喩如王道行事、管祖意永劫是也。正
中二年八月一日。 永光紹瑾。（在判）

という記載が存しており、これは実際に『曹洞宗古文書』下

卷「大乘寺文書」にも「紹瑾置文」として載せられている。この文書は一般に「明峰禪師僧祿状」と称せられており、現在は国の重要文化財に指定され、やはり石川県立美術館に寄託されている。

このように永光寺の紹瑾は自らのゆかりの遺跡（ここでは寺院のこと）の僧録に素哲を任命することによって、素哲を正式の後継者として公表し、全権を委ねて後事を託しているわけである。⁽⁵¹⁾ 王道の行事とは皇帝として行なうべき道であり、皇位を継承する正しい後継ぎのごとく門下の正嫡として素哲を位置付けたものである。

ただし、紹瑾が素哲を門下の僧録に任命した年時が現存する「明峰禪師僧祿状」や流布本『洞谷記』では正中二年の八月一日となっており、先に述べた「光禪開山老和尚行業記」のいう八月八日より実際には七日間も早くなされていた事実が知られる。

ましてや流布本『洞谷記』には「洞谷讓与御状曰（本紙在）加州大乘室中、一本室中作レ寺」として、

附_ニ与洞谷全座於素哲首座明峰兄老_一（異本無_ニ兄之字_一）。

靈山一會座猶暖、附_ニ与明峰永興繁、洞谷緑松緑弥興、雲居懸記水泓灣。

正中二年仲秋初八日。

洞谷讓附 紹瑾。 在判

という記事が存しており、これも実際に「大乘寺文書」に「紹

瑾讓状」として、

附_ニ与洞谷全座於素哲首座明峯老_一。

靈山一會座尚暖、附_ニ与明峯永興繁、洞谷緑松緑弥興、雲居懸記水泓灣。

正中二年仲秋八日。

（朱印）（朱印） 洞谷讓附 紹瑾。（花押）

という文書が伝えられており、先の「光禪開山老和尚行業記」に示される永光寺讓与の偈頌を収めた讓状がやはり実際に大乘寺裏に伝存している。この文書は一般に「明峰禪師請状」と称されて国の重要文化財に指定されており、先の「明峰禪師僧祿状」とともにやはり石川県立美術館に寄託されている。⁽⁵²⁾ その日付けが仲秋（八月）の八日となっていることから、八月一日に素哲を僧録に任命した後、七日を経た八月八日に至って紹瑾は永光寺の全座すなわち住持の座を正式に首座の素哲に付与していることが明確に知られ、このときより素哲は永光寺の第二世住持として入院していることになろう。「光禪開山老和尚行業記」では、僧録に任命した文書と住持の座を付与した文書の一つにまとめたがために若干の混乱を来たしたものであろう。

ともあれ、「光禪開山老和尚行業記」をはじめ『洞谷五祖行実』『洞上聯燈録』および『大乘聯芳志』では、正しく素哲が紹瑾の後席を継いで永光寺に開法したことを伝えているわけ

である。これに対して『延宝伝燈録』『本朝高僧伝』『洞上諸祖伝』では、なぜか素哲の初開堂地を永光寺ではなく大乘寺であったと記しており、その後永光寺に住持したものとごとくに解している。しかしながら、この説は明らかに記事の混同であって、それ以前に素哲が大乘寺の正式な住持を勤めた形跡は見られないわけであるから、すでに述べたごとく素哲は臨終間近の紹瑾より依託を受けて永光寺第二代として住院出世していることは動かないであろう。

ところで、素哲に後住を託した時点で、すでに紹瑾の病状は如何ともし難かつたものようであり、大乘寺秘本『洞谷記』には「孝服可_レ着人々」として、

素哲_レ白衣・白衫・白袈裟_レ・智洪_レ白衫・白対背_レ・白紐_レ・紹碩_レ同上_レ・至簡_レ同上_レ・尊道_レ白対_レ・白紐_レ・素溪_レ同上_レ・忍戒_レ白背_レ・白紐_レ・慧球_レ同上_レ・明照_レ白対_レ・白紐_レ・源昭_レ白背_レ・生麻袈裟衣_レ・子敏_レ生麻衣_レ・白紐_レ・平交僧尼_レ皆白紐_レ。

という記事が存し、流布本『洞谷記』でも「孝服可_レ著人人次第」として、

素哲_レ白衣・白衫・白袈裟_レ・智洪_レ白衫・白対背_レ・白紐_レ・韶碩_レ同上_レ・至簡_レ同上_レ・尊道_レ白対_レ・白紐_レ・素溪_レ同上_レ・忍戒_レ白背_レ・白紐_レ・慧球_レ同上_レ・尼_レ・明照_レ同上_レ・尼_レ・源照_レ白背_レ・袈裟生麻衣_レ・子敏_レ同上_レ、異作_レ白紐_レ・袈裟生麻衣_レ・平交僧尼_レ皆白紐_レ。

と伝えている。これによれば、筆頭の素哲のみが白衣・白衫

・白袈裟の孝服で葬儀に臨むことが許されており、他の四門人である無涯智洪と峨山韶碩と壺庵至簡の三禅者がともに白衫・白対背・白紐で、尊道と龍松素溪が白対・白紐で、忍戒と金燈慧球尼が白背・白紐で、円鑑明照尼が白背・白紐または白対・白紐で、六兄弟のひとり珍山源照が白背・袈裟生麻衣（生麻袈裟衣）で、子敏が白背・袈裟生麻衣または白紐・袈裟生麻衣（生麻衣）で、その他の平交僧尼はみな白紐で、それぞれ紹瑾の葬儀に臨むべく孝服が定められている。⁵³ いずれにせよ、紹瑾としては門下の僧録に任じた素哲を中心に据えることで門下全体が結束して葬儀を遂行すべきことを願っていたと解されよう。

さらに素哲が如何に晩年の紹瑾より信認を得ていたかを伝える史料として、峨山韶碩の喪記である『総持二代御喪記』の「総持二代和尚抄筭」には、

瑾臨_レ遷化、鳴_レ鐘告_レ衆曰、揚_レ吾宗風、素哲・韶碩両箇耳、我為_レ弟子者悉知_レ之。言訖化。

という記事が伝えられている。これによれば、紹瑾は遷化に臨んで鐘を鳴らして一山の大衆を集め、彼らに対して「吾が宗風を揚ぐるは、素哲・韶碩の両箇のみ、我が弟子為る者、悉く之れを知るべし」と告げたとされる。⁵⁴ この点は『仏祖正伝記』「四祖能州洞谷山永光寺開山紹瑾禪師」の章にも、

師晩年開_レ闢洞谷山、名滿_レ天下、道声弥盛。雖_レ付法弟子多、素哲

・韶碩拔群。讀_二兩師_一曰、哲子老馬如_レ行_レ路、碩子麒麟似_レ点_レ雲。という表現で記されている。これらによれば、紹瑾には付法の弟子が多かったものの、素哲と韶碩の二禪者が拔群であつて、ために紹瑾もこの二人の高弟をとくに重視すべきことを弟子たちに周知せしめている。とりわけ、『仏祖正伝記』によれば、紹瑾が両者を讚して、

哲子は老馬の路を行くが如く、碩子は麒麟の雲に点ずるに似たり。

と語っていたことを伝えている。素哲に対する称賛のことばである「老馬の路を行くが如し」とは、『韓非子』「説林上」に載る故事で、齊の管仲（字は夷吾、？—紀元前六四五）が山中で道に迷つたとき、老馬を放つてその後に従うことで道を得たことから、⁵⁵転じて經驗を積んで練達した智を具えていることを示している。また韶碩に対して「麒麟の雲に点ずるに似たり」と称賛しているが、麒麟とは聖人が世に出て王道を行なうときに現れる仁獣とされていることから、雲に上る麒麟のごとく傑出しているさまをいうのであろう。⁵⁶紹瑾としては、修行歴が長く熟練した素哲と、傑出した禅機を振う韶碩をそれぞれ対照的に賛しているわけである。

もちろん、これらの史料は峨山下ないし無著系のものであるから、あくまで韶碩を称えて韶碩を素哲と同列に配することに意味が存するわけであるが、韶碩を賛嘆するために素哲を引き合いに出していることは、それだけ素哲の評価が瑩山

門下において不動のものであつたことを示しているよう。紹瑾には四門人六兄弟などの法嗣の存在が知られているが、⁵⁷晩年の紹瑾にとつて後事を託すべき素哲と韶碩という二高弟を得たことが如何に大きな心の支えとなつていたかが知られよう。そして、素哲が永光寺を譲与されてわずかに七日後の八月一五日の夜半に紹瑾は最後の説法をなしている。すなわち、流布本『洞谷記』の「開山御遷化」によれば、

自耕自種閑田地、幾度売来買去新、無限靈苗繁茂処、法堂上見_二插_レ歛人_一。

という遺偈を書して示寂したとされ、⁵⁸他の紹瑾の伝記史料も一様にこの遺偈を伝えている。いま、これを書き下してみようならば、

自ら耕し自ら種ゆる閑田地、幾度か売り来たり買去りて新たなり、無限の靈苗、繁茂する処、法堂上に歛を挿む人を見る。

ということにならう。紹瑾が育てた無限の靈苗の中心人物こそ素哲と韶碩であつたわけで、紹瑾は彼らがさらに自らの意志を継いで法堂上で学人接化に努め、曹洞の宗旨を挙揚することを夢見て示寂しているのであろう。

ところで、紹瑾の世寿についてはこれまで江戸期の史料に基づく五八歳示寂説が定説であつたわけであるが、近年、古史料の発見によつて世寿六二歳であつたとする新説が出されており、現今ではこの六二歳示寂説が多くの賛同を得て支持

されている。ちなみに『永光寺年代記』によれば、

(正中)二乙丑、瑩山紹瑾入滅、八月十五日、六十二歳。八月八日、明峰永光寺入寺。

と記されているが、「六十二歳」の字句のみが棒線で抹消されている。これはおそらくもともと六二歳説が永光寺山内で伝承されてきたのに対し、江戸期において曹洞宗門で確立した五八歳説がしだいに有力となつたがために、あえて削除されるに至つたものではなからうか。いずれにせよ、古くは紹瑾の世寿は六二歳として扱われていたのであり、当然、この事実は素哲や韶碩ら門人たちの動向にも大きな影響を与え、彼らの足跡にも多くの改変を迫るものとなっている。

幸いに紹瑾にはその示寂時にまとめられた『洞谷開山和尚示寂祭文』一卷が伝えられており、一般には『瑩山紹瑾禪師喪記』として知られているが、その冒頭に素哲が撰じた祭文として、

明峯。維正中二年歲次乙丑八月廿日、住持法嗣比丘素哲、謹以_二薙茗茶菓之奠_一、祭于新般涅槃佛法本師釈迦牟尼仏五十四世当寺開山大和尚大禪師尊靈曰、夫以、自_二仏授_レ手祖祖伝_レ心以来、曹溪源遠、洞水流深。大陽光輝兮普照_二扶桑之裡_一、大乘一軸兮親転_二洞谷之陰_一、遠近俱偃_レ徳、尊卑等尽_レ謀。茲当_二于化縁已絶兮移_二歩於無生之路_一、脱_二体旨詣_二分密彈_二絶韻之琴_一。雖_二附法之一事取無_二貽_一、伝衣之表準曾不_レ淫。悲哉、昨日受_二教誘之恵_一、而展_二蜺坐之席_一、嗟乎、今日奉_二誠礼_一之砌、而湿_二白服之襟_一。嗚呼、彼此之困恩、無_二

明峰素哲の生涯とその功績(一) (佐藤)

欲_二伸之処_一、師資之深恩、失_二欲_レ云之音_一。不_レ夢尊顔難_レ拜、不_レ幻朕跡_レ尋。仰願靈光密通而垂_二茲容之受碩_一、伏乞恵眼遙透而扶_二愚弟之昏沈_一。至徳覆_二孫子_一、道用施_二古今_一。尚饗。

という一文が載せられている。これは紹瑾が示寂して六日後の八月二〇日に素哲が永光寺の住持比丘として紹瑾の尊霊に對してなした祭文にほかならない。いま、これを書き下してみよう。

明峯。維れ正中二年歲次乙丑八月廿日、住持法嗣比丘素哲、謹んで薙茗茶菓の奠を以て、新般涅槃せる佛法本師・釈迦牟尼仏五十四世・当寺開山大和尚大禪師の尊霊を祭りて曰く、

夫れ以るに、仏の手を授け祖祖の心を伝えてより以来、曹溪の源は遠く、洞水の流れは深し。大陽は光輝して普く扶桑の裡を照らし、大乘の一軸、親しく洞谷の陰に転ず。遠近は俱に徳に偃き、尊卑は等しく謀を尽す。茲に当に化縁已に絶ちて歩みを無生の路に移し、旨詣を脱体して密に絶韻の琴を弾ずるべし。附法の一事は取りて貽す無しと雖も、伝衣の表準は曾て淫れず。悲しいかな、昨日、教誘の恵みを受けて、蜺坐の席を展べることを、嗟乎、今日、誠礼を奉ずるの砌、白服の襟を湿らす。嗚呼、彼此の困恩、伸べんと欲するの処無く、師資の深恩、云わんと欲するの音を失う。夢ならず、尊顔は拝し難く、幻ならず、朕跡は尋ね且し。仰ぎ願う、靈光は密に通じて茲容の受碩を垂れんことを。伏して乞う、恵眼は遙かに透りて愚弟の昏沈を扶けんことを。至徳は孫子を覆い、道用は古今に施す。尚わくは饗けよ。

その中で素哲は仏祖の大道を正しく継承して大乘寺と永光寺に化導を敷いた紹瑾の遺徳をこの上なく賛辞し、その深恩

に酬いんとしている。ついで伝法比丘の峨山韶碩、知事比丘の尊道と頭宿比丘の大智、比丘の珍山源照および光孝寺住持法嗣比丘の壺庵至簡らの祭文が収められている。とりわけ、素哲と同門で能登羽咋郡押水の光孝寺の第二代住持であった至簡の祭文には明確に「六十二年日月下」の語句が存し、これもまた紹瑾の六二歳示寂説を証明する古史料として注目されている。一方、『安楽山産福禪寺年代記』によれば、

正中元甲子、洞谷建法堂。(中略)二、洞谷開山示寂。収御骨於浄住・永光・総持之三所、八月十五日。

と記されており、正中元年に永光寺で法堂が建立されたことが知られ、また正中二年八月に紹瑾が示寂するや、その遺骨が加賀河北郡若松莊田八町(いまは金沢市長土塀に存する)に存した法苑山浄住寺と能登の永光寺および総持寺の三処に収められたことを伝えている。ここで大乘寺の名が存しないのは、当時なお法燈派の恭翁運良が伽藍を統括していたがために紹瑾の門下はいまだ大乘寺に紹瑾の遺骨を収めようとしなかったであろうか。ところで、後に素哲の法を嗣ぐことになる大智は紹瑾の祭文を撰じたのみならず、『大智禪師偈頌』にも紹瑾の示寂に際して詠じた偈頌がいくつか残されており、亡き紹瑾の遺徳をことのほか偲んでいる。

ところで、永光寺には現今に「伝燈院之靈牌」という扁額が伝えられているが、これは紹瑾が示寂して間もない時期に

その廟所として五老峰に伝燈院を建立した際の施主の名を列記したものであり、木製の黒漆塗りで高さ四六・五センチ、横一七五センチ、厚さ一センチの靈牌である。その冒頭には、

伝燈院之靈牌。

竊以、田菌者浮世不_レ朽之至宝、米穀者人間懸_レ命之「」也。雖然、菩提之良因、緇白俱望_三結縁、没後之正果、道「俗等」求_三成就。爰食輪不_レ転、法輪不_レ被_レ転、齊法不_レ行、修練不_レ被_レ行。然則情見_三叢席拈搆之藝興、偏濟_三篤信且那之誠心。仍「」分_三且越実帰之信施、或寄_三父母讓与之田畠。殊当寺為_三「」劫不退之常住、且檀主滿_三現当二世之願望_三矣。至禱、至禱。

という序が載せられており、若干ながら破損して字句の不明な箇所も存しているが、以下に伝燈院建立の施主の名が数多く列記されている。いま、仮にこれを書き下しに直してみるならば、

伝燈院の靈牌。

竊かに以うに、田菌とは浮世に朽ちざるの至宝にして、米穀とは人間に命を懸くるの「」なり。然りと雖も、菩提の良因は、緇白俱に結縁を望み、没後の正果は、道俗、等しく成就を求む。爰に食輪が転ぜざれば、法輪も転ぜられず、齊法が行ぜざれば、修練も行ぜられず。然れば則ち情しく叢席拈搆の藝興を見ること、偏に篤信且那の誠心に濟る。仍て「」且越実帰の信施を分かち、或いは父母讓与の田畠を寄す。殊に当寺は「永」劫不退の常住と為し、且つ檀主は現当二世の願望を満たす。至禱、至禱。

といった具合になろう。「現当二世の願望を満たす」とあるか

ら、この「伝燈院之靈牌」は第二世となった素哲の代に刻まれたものであることが知られ、紹瑾の廟所として伝燈院が建立される際に多くの檀那が施主として田畑や米・穀物を永光寺に寄進している事実が判明する。素哲は亡き紹瑾に対する報恩のために広く十方の道俗に信施を乞い、伝燈院建立の事業を完遂させているのであろう。⁽⁶³⁾

ちなみにこの「伝燈院之靈牌」は明和九年（一七七二）の夏安居日に永光寺第四九四世の恵運徳隠（？—一七八二）によって修理されて現今に伝えられており、その裏面に、

能州洞谷山往古伝燈院建立施主名靈牌也。依于今年復建立令修補者也。御開山已来之靈牌也、当山須大切、尽未来際不可移動外辺。

維時明和第九壬辰夏安居日、現住徳隠叟代。

という修補銘が刻まれている。しかもここでは明確に「伝燈院建立施主名靈牌」とあり、伝燈院が建立される際に施主名を記した靈牌であったことが記されている。⁽⁶⁵⁾

永光寺における活動

光禪：僧問、如何是奪人不奪境。師云、日輪落西嶺、世界暗昏。

云、如何是奪境不奪人。師云、午日無影像、万里一条鉄。

云、如何是人境兩俱奪。師云、二由一有、一亦莫守。云、

如何是人境俱不奪。師云、大平無像処処花。復元弘辛未、天

下大乱、戎馬徧野。二品親王尊雲、選高行沙門禳兵災。

明峰素哲の生涯とその功績(二) (佐藤)

師亦与焉。天下亦暫静謐也。後醍醐帝、聞之大悦、由是声聞于輦下、帝深仰慕之、屢徵之。輒称病不起。建武初、師招大智、任版首、依通先師之命、付以信衣。無底韶拔隊勝等、俱来請益法要。帝亦特々捨州之若部保、以充寺産、陞寺為勅願道場。

洞谷：元弘元年、住洞谷日、二品親王有令旨、俾師禳兵災、天下暫静寧。同二年、後醍醐帝、聞之歡情大怡、便割当国若部堡、(当山山下有)此村、至永禄五年領之。有後醍醐帝之国宣、二品親王之令旨、賜厨供、始為勅願官寺。

扶桑

延宝

本朝

諸祖

聯燈

僧問、如何是奪人不奪境。師曰、日輪落西嶺、世界暗昏。曰、如何是奪境不奪人。師曰、午日無影像、万里一条鉄。曰、如何是人境兩俱奪。師曰、二由一有、一亦莫守。曰、如何是人境俱不奪。師曰、太平無像処処花。一住十余年成叢席、道望弥高、玄化益広。由是声聞于輦下、後醍醐帝、深仰慕之、屢徵之、輒称病不起。元弘初年、天下大乱、戎馬徧野。二品尊雲親王、選高行沙門、禳兵災。師亦与焉。帝聞之大悦、特捨州之若部保、以充寺産、陞寺為勅願道場。

源流

大乘

紹瑾が示寂した後、素哲は永光寺住持としてよく一山の大家をまとめて寺門の興隆に尽力したようであり、その活躍は

同じ能登の諸嶽山総持寺を継承した峨山韶碩とともに、次代における曹洞宗教団の大発展の基をなすものであったといつてよい。

素哲が実際に門下の学人らに対してどのような接化育成をなしたのかは明確ではないが、「光禅開山老和尚行業記」によれば、

僧問う、「如何なるか是れ奪人不奪境」と。師云く、「日輪、西嶺に落ち、世界は暗昏たり」と。云く、「如何なるか是れ奪境不奪人」と。師云く、「午日、影像無し、万里一条鉄なり」と。云く、「如何なるか是れ人境両俱奪」と。師云く、「二は一に由りて有り、一も亦た守ること莫かれ」と。云く、「如何なるか是れ人境俱不奪」と。師云く、「太平に像無し、処処に花ひらく」と。

という一僧との間でなされた問答が伝えられており、永光寺住持期において素哲がどのように学人を接待していたか、その教化の一端を窺うことができる。この問答は『洞上聯燈録』にも継承されており、

僧問う、「如何なるか是れ奪人不奪境」と。師曰く、「日輪、西嶺に落ち、世界は暗昏たり」と。曰く、「如何なるか是れ奪境不奪人」と。師曰く、「午日、影像無し、万里一条鉄なり」と。曰く、「如何なるか是れ人境両俱奪」と。師曰く、「二は一に由りて有り、一も亦た守ること莫かれ」と。曰く、「如何なるか是れ人境俱不奪」と。師曰く、「太平に像無し、処処に花ひらく」と。

として載せられている。一僧の質問は唐末に活躍した臨濟宗

祖の臨濟義玄(慧照禪師、?—八六六)の「臨濟四賓主」の機関にちなんでおり、この問答は素哲が「臨濟四賓主」の話頭をどのように捉えていたかを知る上でも貴重な商量にほかならない。人と境すなわち自己と対境に関する四つのとらえ方を通し、如何に修行者が自らの境界の向上を図らんとするかが課題となっており、素哲の門人育成のありようが偲ばれよう。

ところで、永光寺に住持して間もない時期における素哲の活動として注目すべきは、越中氷見の海浜にすでに海慧山光禪寺を開創しているらしいことが挙げられる。この点は素哲の伝記史料では明確でないが、『越中古文書』巻一〇「射水郡」の「氷見光禪寺書類」に収められる「越中州海慧山光禪寺二代松岸旨困禪師」の伝(以下、「光禪寺二代松岸禪師伝」と略称)によれば、素哲の法を嗣いだ松岸旨淵(旨困とも、?—一三六三)が出世開堂して諸刹に歴住した消息について、

遂升^三堂奥。峰付以^二徹通祖翁之衣法、稱為^三室中領袖。嘉曆二年、補^二席光禪^一。

という記事が存している。これによれば、素哲は旨淵に対して師翁の徹通義介より伝来していた衣法を授けた後、嘉曆二年(一一三二)には光禪寺の住持職を任せていることが知られる。⁽⁶⁷⁾とすれば、すでにそれ以前から素哲が氷見の地と関わりを持ち、光禪寺の創建に向けて何らかの行動を取っていたも

のと見られ、この年に光禅寺の伽藍が一応の完成を見たことから、自らは開山祖師となったものの、実際の住持職を法嗣の旨淵に任せているものと解さなければならぬ。⁽⁶⁸⁾後に光禅寺には晩年の素哲自身が住持することになるわけであり、やがて明峰派の拠点寺院の一つとして重きをなしている。

その後の素哲の活躍をものがたる事跡として「光禅開山老和尚行業記」には、

復た元弘辛未、天下は大いに乱れ、戎馬、野に徧し。二品親王尊雲、高行の沙門を選びて兵災を禳う。師、亦た焉れに与かる。天下、亦た暫く静謐なり。後醍醐帝、之れを聞いて大いに悦び、是れに由り、声は輦下に聞こえ、帝、深く之れを仰恭し、屢しば之れを徴す。輒ち病いと称して起たず。

という記事が載せられており、この点は『洞谷五祖行実』においても、

元弘元年、洞谷に住する日、二品親王より令旨有り、師をして兵災を禳わしめ、天下、暫く静寧なり。同二年、後醍醐帝、之れを聞きて叡情大いに怡び、便ち当国若部堡へ当山の山下に此の村有り、永祿五年に至りて之れを領す。後醍醐帝の国宣・二品親王の令旨有りを割いて厨供に賜い、始めて勅願官寺と為す。

とあり、同じく『洞上聯燈録』にも、

一住十余年、叢席を成し、道望弥いよ高く、玄化益ます広し。是れに由りて、声は輦下に聞こえ、後醍醐帝、深く之れを仰慕し、屢しば之れを徴す。輒ち病と称して起たず。元弘初年、天下大いに乱れ、戎馬、野に徧し。二品尊雲親王、高行の沙門を選び、兵災を禳う。

明峰素哲の生涯とその功績(一) (佐藤)

師、亦た焉れに与かる。帝、之れを聞きて大いに悦び、特に州の若部保を捨し、以て寺産に充て、寺を陞げて勅願道場と為す。

という記事が載せられている。これらの記載はそれぞれ微妙に相違しているが、ここでは「光禅開山老和尚行業記」の内容に基づきつつ、『洞谷五祖行実』と『洞上聯燈録』の内容を加味して解釈しておきたい。

これらによれば、素哲が永光寺を任されて一〇年あまりを経て、永光寺は叢林としての体裁を整え、素哲の道望はいよ高まり、その接化も実を結んでいったとされる。ところが、元弘元年(一一三三)にいわゆる元弘の変が起きて天下が大いに乱れ、兵馬が山野に満ち溢れる状況に陥っている。⁽⁶⁹⁾とくに二品尊雲法親王すなわち護良親王(大塔宮二品親王、一一三〇—一一三五)が高行の僧侶を選んで、兵災を祓禳させんとし、このとき素哲もまたこれに与かって国家の安穩太平を祈り、ために天下はしばらくは静かで安らかになったと記されている。⁽⁷⁰⁾このため素哲の名声はやがて朝廷にも聞こえ、ときの後醍醐天皇(諱は尊治、一二八八—一三三九、在位は一一三八—一三三九)が深く素哲を仰慕し、しばしば素哲を朝廷に徵聘せんとしたとされる。しかし、素哲はこの要請に対して常に病と称して上洛せず、ついに永光寺より離れることはなかったという。

さらに「光禅開山老和尚行業記」では「帝、亦た特々とし

て州の若部保を捨て、以て寺産に充て、寺を陞げて勅願道場と為す」という記事が載せられている。『洞谷五祖行実』ではとくに元弘二年に後醍醐天皇が素哲の徳化を聞いて大いに悦び、永光寺の山下に位置する若部保の地を喜捨して寺産に充て、永光寺を勅願道場(官寺)となしたと記されており、『洞上聯燈録』でも年時は記していないが同様の内容を伝えている。しかも『洞谷五祖行実』では後醍醐天皇の国宣と護良親王の令旨が永光寺に保存されている事実をも伝えており、実際に永光寺には「二品護良親王御願成就令旨」として、

能登国永光寺。

右寺、可_レ致御祈禱精誠。令_レ御願成就者、当国若部保、可_レ有_レ寄進当寺之由、可_レ経奏聞者。依_二一品親王令旨状_一如_レ件。

元弘三年四月一日、左少将。(花押)

という古文書が現存しており、祈禱の精誠を致すべき内容の護良親王の令旨が元弘三年四月一日に下されていることが知られる。また「後醍醐天皇国宣」として、

寄進能登国永光寺。

同国若部保。

右且任_二先度令旨_一、且依_二御願成就_一、以_二件保_一所_レ被_レ寄進当寺也。早為_レ可_レ被_レ知行領掌_二之状_一如_レ件。

元弘三年八月十三日。

大介右近兵衛權中将源朝臣。(花押)

という綸旨が伝えられており、同年の八月一三日には若部保

の土地が後醍醐天皇より寄進されていることが知られる⁽⁷²⁾。若部保は羽咋郡の保であり、現在の石川県羽咋市若部町の付近とされ、鎌倉末期には北条氏の知行地として名越氏が地頭を勤めていたが、鎌倉幕府の滅亡によって建武政権の手に移って永光寺に寄進されたものである⁽⁷³⁾。先の二つの文書によって、永光寺は正式に若部保の地頭職を任され、寺領が安堵されているわけである。しかも、この翌年すなわち建武元年(一三三四)一月には建武の中興がなり、この時点でも重ねて永光寺に對して、

当国若部保地頭職事。

所_レ被_レ付_二養光寺_一也。任_二去四月十五日勅裁_一、可_レ被_レ沙汰居雜掌於当保之由、国宣所_レ候也。仍執達如_レ件。

建武二年四月廿一日、左近衛督家久。

能登国御目代殿。

という建武二年四月一五日の勅裁にちなむ四月二一日付けの国宣が伝えられている。さらにほかにも、

当国若部保地頭職事。

所_レ被_レ付_二養光寺_一也。任_二綸旨・国宣之旨_一、所_レ奉_レ打_二渡彼雜掌_一也。仍渡之状如_レ件。

建武二年五月六日、小野好連。(花押)

という綸旨・国宣にちなむ五月六日付けの小野好連による状も存している⁽⁷⁴⁾。このように永光寺(ここでは養光寺)は若部保の地を賜ったことで、永く知行領掌することが認められ、叢

林の隆盛に多く資するものがあつたわけである。当時の永光寺僧団が時世の変化に超然としていたわけではなく、きわめて敏感かつ積極的に対応をなしていた事実が知られ、門流を束ねる僧録としてこれを先導していた素哲もその才腕を發揮し、僧団の存続をかけて新たな時代を生き抜くべく奔走していたのである。

この点は先の「光禪寺二代松岸禪師伝」においても、

繼元弘之乱、峰令_三師而同禪_三兵火。正慶二年癸酉、後醍醐帝重祚。建武之間帝有_レ詔、而州郡内割_三莊田_一贍_三庫堂_一。

とあるから、元弘の大乱に際して素哲は越中氷見の光禪寺に住持していた法嗣の松岸旨淵に対しても、ともに兵火の消沈を祈らしめていた事実が知られる。⁽⁷⁵⁾ しかも後醍醐天皇が正慶二年（一三三三）に重祚して後、建武年間（一三三四—一三三八）には詔があつて、光禪寺に対しても越中の州郡（射水郡か）の内に莊田が与えられ、寺の常住物が庫堂に溢れたと伝えられている。このように素哲や旨淵らが永光寺や光禪寺において時代の趨勢の中で決して孤高な立場のみを保っていたのではなく、激変する時勢に翻弄されつつ禅旨を挙揚せざるを得なかつた消息が改めて窺われる。

『加能史料・鎌倉II』の北朝の元徳四年（南朝の元弘二年、一三三二）正月の「十五日、僧義才、能登国志指見保の田地等を、永光寺に僧堂灯明料所として寄進する」の項によれば、

「永光寺文書」として、

能登国志指見保之田壹町五段・屋敷壹所、此以_レ代錢捌拾捌貫文、于_三当寺_一被_レ売_レ得_レ之_一也。柒拾柒貫文者、自_三寺院_一被_レ出、拾壹貫文者、別致_三沙汰_一。令_レ領_三知此余三作二段_一、然所_レ令_レ寄_三進_三当寺僧堂之燈明料所_一也。

元徳四年正月十五日、比丘義才。（花押）

住持素哲。（花押）

とあり、この文書は嘉暦四年（一三二九）三月一五日付の「吉見円忠讓状」の裏に書されており、このほか「明峰和尚御裡判へ并比丘尼義才、□円忠之状」という記載も存している。元徳四年正月一五日に僧義才が能登の志指見保の田地と屋敷などを永光寺に一部を売却し、一部を僧堂灯明料所として寄進しているわけであり、素哲は住持としてこれに在判している。志指見保も羽咋郡の保であり、現在の羽咋市志指見町の付近とされる。⁽⁷⁶⁾ ただ、義材が比丘なのか比丘尼なのか、またその素性が如何なる人物であったのかは明確でないが、同じ嘉暦四年三月一五日に吉見円忠という人がその所領であった志指見保内の田畠や屋敷を室伴氏の女性に讓与した「吉見円忠田畠讓状并坪付」と一枚になっていることから、この室伴氏の女性が義材尼であったものと推測され、彼女はおそらく素哲の接化によって得度して比丘尼となつたのであろう。⁽⁷⁷⁾ こうして志指見保も永光寺に寄進され、南北朝期から室町期に

かけて同寺領として維持されている。ちなみに『永光寺年代記』に「(元徳)二庚午、明峰和尚重判之寄進状有之」とあるのは、先の元徳四年の寄進状のことを指しているのだろうか。

また『永光寺中興雜記』によれば、

能登先古太守日園寺殿之御判也。

能登国若部保地頭職事、洞谷山養光寺知行、不有相違之状、如件。

建武三年七月廿八日、宗寂、判。

養光寺方丈。

とあり、能登守護の吉見宗寂(日園寺殿)が建武三年(一三三六)七月二八日に羽咋郡若部保の地頭職を永光寺に安堵していることが知られる。⁽⁷⁸⁾ 同様に『永光寺文書』には、

能登国若部保地頭職事。

帶_ニ綸旨以下証文_ニ為_ニ寺領_ニ、云々、当知行不_レ可_レ有_ニ相違_ニ。將又被_レ致_ニ將軍家御祈禱之精誠_ニ者、可_レ注_ニ申子細_ニ之状、如_レ件。

建武三年八月廿八日、源頼頭。(花押)

養光寺長老。

という安堵状が伝えられているが、これは新たに能登守護となった源頼頭すなわち吉見頼頭(孫三郎)が永光寺に対して羽咋郡若部保の地頭職を重ねて安堵した文書にほかならない。⁽⁷⁹⁾ また同じく『永光寺文書』には、

元弘以来被_ニ収公_ニ、当寺領并当知行之地事、如_レ元不_レ可_レ有_ニ相違_ニ之

状、如_レ件。

建武三年九月廿八日、(花押)

養光寺長老。

という安堵の文書も伝えられている。花押は足利尊氏のものであり、建武三年九月二八日に尊氏が永光寺に対して元弘年間(一三三一—一三三三)以来の収公の同寺領などを還付する内容の御判御教書なのである。これら一連の安堵状は何れも素哲の代に永光寺に付与されたものであり、素哲は永光寺の住持としてこれらを拝受していることになる。⁽⁸⁰⁾

こうした若部保や志指見保に関する一連の安堵状を通して窺えることは、鎌倉末期から建武政権さらに南北朝期へと時世が大きく変貌していく中で、永光寺僧団がこれに翻弄されつつも飲み込まれないため必死に社会の激変に対応していた消息であろう。おそらく背景には加賀の富樫氏や能登の吉見氏などの動向を踏まえ、それらに呼応している面も大きいであろうが、何よりも当時の曹洞禅者たちが僧団の維持発展のために敏感な対応をなす強かな生き方を見るべきであり、とりわけ僧録として門下を束ねていた素哲の心痛が偲ばれよう。時あたかも出雲(島根県)能義郡宇賀荘に下った孤峰覚明などは、隠岐(島根県)を脱出して伯耆(鳥取県)の船上山に拠点を置いた後醍醐天皇に接触してその帰依を受け、やがて南北朝動乱の表舞台に身を投じていくことになるが、それに比す

れば、素哲ら曹洞禪者たちは時世に対応しつつも比較的趨勢を静観し、政権への無謀な接近は避けていた感がある。

ところで、紹瑾晩年の門人でもともと素哲の法弟に当たっていた人々の多くが、紹瑾の示寂して後は引きつづき素哲を師として参学随侍するようになっており、やがて素哲の法を嗣いで出世開堂している事例が多く見られる。彼の大智などはその好例であつて、『曹洞宗古文書』上巻の「広福寺文書」に「素哲附法状」として、

諸仏法要、本為凡夫説、祖師來意、伝法救迷情。建法幢、設叢席、祇有得人、今已得是。所謂我大智首座、自壯年以來、絶文字之学、慕解脱之道。始寒巖和尚受具之小師、後釈運西堂伝法之弟子。和漢兩朝、尋師訪道、学操履於古人、類志氣於千聖、深願上宗門之棟梁、進欲汲洞水之嫡流。故正中乙丑十二月十三日、再参西堂、重啓密意。西堂即聽許、祈願茲満足。加之昔年詣先師密室、伝授仏祖之正脈、今日入老僧堂奥、決扞自家之大事。実は楳樹第一枝、永光正伝燈也。燈燈連続、枝枝繁榮、周覆扶桑、遠万古伝。印証契之旨、半夜挑法燈、顯正嫡之仁、伝衣同附授。願護持堅密、望莫断絶、聊以偈句、表伝衣事。至禱至禱。偈曰、

飲光大士保任事、頂戴奉持鷄足中、祖室伝統無断絶、龍華会上続心宗。

元興三年癸酉正月十七日。

伝授大智首座。永光第二代住持素哲。(花押)(朱印)

という文書が載せられている。これは永光寺の素哲が首座の

明峰素哲の生涯とその功績(佐藤)

大智に付法した書状であり、その面では今日に残る素哲の記した貴重な自筆の法語ということになる。ただし、年記が「元興三年癸酉正月十七日」とあるのは、あきらかに元弘三年(一一三三)癸酉の正月一七日の誤りとしなければならぬ。大智は肥後(熊本県)宇土郡長崎の人で、幼くして肥後河尻の大梁山慈寺において曹洞宗寒巖派祖の寒巖義尹(法皇長老、一一一七—一三〇〇)に参じ、その剃度の小師となり、さらに義尹の高弟である釈運(恵運とも)を京都八坂の法観寺に訪ねて伝法の弟子ともなったとされる。その後、入元して中国禪僧に学んで帰国した大智は、永光寺の紹瑾の室に投じて仏祖の正脈を伝授され、さらに素哲を師として研鑽した後、元弘三年正月一七日に嗣法の証しとして素哲より伝衣付法されているわけである。⁽⁸¹⁾この点は「光禪開山老和尚行業記」においても、

建武の初め、師、大智を招きて版首に任じ、先師の命に通ぜるに依りて、付するに信衣を以てす。

と語られており、建武年間(一一三三—一一三六)の初めに素哲が大智を招いて永光寺の版首すなわち首座(第一座)に任命し、かつての先師紹瑾の命によって信衣を親しく付したことを伝えている。⁽⁸²⁾

同じく「広福寺文書」には素哲の「仮名法語」が収められており、この法語についてはいづれ別箇に考察を加えたいが、

その末尾に、

因_二智座元禪師之請、聊与_二仮名之法語_一矣。

建武三年丙子正月十五日、住_二洞谷素哲書_一。(花押)

という後書きが見られることから、この仮名法語は建武三年(一三三六)正月一五日に永光寺の住持として素哲が首座(座元)の大智の請によって付与したものであることが知られる。⁽⁸³⁾紹瑾の示寂した後、大智が如何に素哲を師として随侍したか、また素哲が如何に自らの法門を担う法嗣として大智に大きな期待を寄せていたかが偲ばれよう。

また「光禪開山老和尚行業記」には、永光寺の素哲の門下に参学した禪者についての記事として、

無底韶・拔隊勝等、俱に來たりて法要を請益す。

という消息も記されている。これは後に峨山韶碩の法を嗣いだ無底良韶(一三三三—一三六一)と、臨濟宗法燈派の孤峰覺明の法を嗣いだ拔隊得勝(慧光大円禪師、一三二七—一三八七)といった禪者が素哲に参学した事実を伝えるものである。

無底良韶は能登酒井保の出身であつて、素哲に参じていることは彼の伝記史料にも等しく記されている。しかしながら、実際に良韶が素哲に参じたのは永光寺ではなく、素哲が大乗寺に遷住して後のできごとであつたとされている。したがつて、良韶が素哲の門に投じた経緯についてはここでは論ぜず、大乗寺における素哲の消息を述べる箇所では詳しく触れる

ことにしたい。

ただ、問題なのは法燈派の拔隊得勝であつて、従来、この人が素哲に参じたという記録はこの「光禪開山老和尚行業記」のほかには全く見られないものである。得勝については「甲州塩山向嶽庵開山拔隊和尚行実」というかなり詳しい伝記史料が存しているが、そこには素哲との関わりを伝える記載は何ら見い出せない。⁽⁸⁴⁾まして、仮に得勝が素哲に参じたにせよ、その可能性が存するのは年齢的にいっても素哲の晩年のことにしかならず、この点に関しては「光禪開山老和尚行業記」の記事にかなり無理が存するようである。

これに対して、素哲が期待をかけていた法嗣にして若くして示寂している場合も存している。『洞谷開山和尚示寂祭文』の末尾には、

維建武四年丁丑六月十日、嗣紹法友比丘素溪等、以_二菴花燈燭茶菓之奠_一、致_二祭当寺勤旧繁興記室禪師之靈_一曰、夫繁興宗翁禪師者、大乘開山末后之遺弟、洞谷二代法嗣之一衆。受_二運命於禪苑之祖室_一、薰_二修練於堂奥之明窓_一。尋師訪道、慕_二先賢之跡_一、朝參暮請、学_二古聖之風_一。道德備_二身而連_二列祖之一位_一、法体合心而得_二妙用之雷同_一。奚_二溪流渴兮波瀾声絶_一、靈松風休兮金琴響_二空_一。連枝露重、靈根痛通、枝葉稟_二雨而淚痕滴瀝_一、朋侶阻_二霧而咫尺朦朧_一。但願歿古繁興記室、平生如_二甜_一同師法施滋味之無_二二_一。今日親鑒_二法友悲傷懇志之難_一窮。尚享。

という素哲の法嗣である龍松素溪がなした祭文も付されている

る。これは素哲の法嗣で素溪と同門に当たる宗翁繁興（敏興とも、？—一三三七）が示寂した際、建武四年（一三三七）六月一〇日に素溪がなした祭文にほかならない。繁興は一に敏興とも記される禅者であるが、この祭文の内容からすると、大乘寺開山義介の最後の遺弟の一人であったものらしく、後に永光寺第二代の素哲に随侍して法を嗣いだ門人であり、書記として将来を嘱望されていたものの、意図むなしく示寂していることが知られる。⁽⁸⁵⁾ おそらく繁興の葬儀の秉炬師は永光寺住持として素哲が挙行したはずであり、永光寺一山の大家もその示寂を惜しんだことであろう。

そうした中で素哲は永光寺の伽藍の充実に尽力していたものらしく、金沢市の浄住寺に所蔵される『安楽山産福禅寺年代記』には「暦応元、洞谷僧堂柱立、八月十日」という記載が存し、同じく永光寺に所蔵される『永光寺年代記』にも「暦応元戊寅、洞谷僧堂立。十二月十五日、洞谷塔婆被_レ成_二勅願所_一」という記載が存している。これらによれば、北朝の暦応元年（南朝の延元三年、一三三八）八月一〇日に永光寺では新たに僧堂建立の柱立がなされたことが知られており、まもなく新僧堂が完成しているものらしい。このとき素哲がいまだ永光寺の住持であったか否かは微妙であるが、少なくとも僧堂建立の計画立案にはかなりの役割を演じていたことは疑いなくろう。しかも永光寺にはその後まもなく暦応元年の

末から翌年にかけて無涯智洪の住持期に足利尊氏（高氏・等持寺殿仁山妙義、一三〇五—一三五八）と足利直義（忠義・三条殿、一三〇六—一三五二）により仏舍利が奉納され、能登一國の利生塔が建立されている。

また同じく『安楽山産福禅寺年代記』によれば、

（暦応）二、峩山洞谷入寺、廊下造営。（中略）（康永）二、洞谷大鐘鑄。三、峩山住_二洞谷_一、塔立、五月二日柱立。

とあるから、その後も暦応二年に永光寺に入院した峨山韶碩などによつて伽藍や回廊の整備造営が続いたことが知られる。⁽⁸⁷⁾ そして、これ以降、永光寺は瑩山門下全体の輪住地として展開していくことになる。⁽⁸⁸⁾

註

（1）肥後玉名郡石貫（いまの熊本県玉名市石貫）の紫陽山広福寺に所蔵される「広福寺文書」は、『曹洞宗古文書』上巻の五二五頁から七八八頁に活字化されて収められている。「広福寺文書」には初期曹洞宗に関する貴重な消息を伝える文書が多く、また大智とその門流さらに檀越の菊池氏に関する一連の文書が伝えられている。紹瑾が素哲に与えた「法衣相伝書」は「紹瑾法衣附属状」として収録されている。

（2）『瑩山禅』第一〇巻「常濟大師真筆類纂」の「法衣相伝書」の項目（二〇五頁）についても、この素哲に与えた応長元年一〇月一〇日の記事について、

後部は瑩山禅師が四十四才の時、大乘寺住職を明峰素哲に譲るに際し示したものである。

と記しており、このとき紹瑾がただちに素哲に大乘寺住職を譲与したかのごとく解している。

(3) 東隆眞『瑩山禅師の研究』(二三二頁〜二三三頁)では、応長元年の「法衣相伝書」について、

『法衣相伝書』の末尾にしろされた禅師の記録は、「大乘寺の後事は、その弟子・明峯素哲に託するという記別」であり、「素哲にあてた大乘寺後任の予告状の性質を帯びているもの」と解し、「従って、応長元年、直ちに、そして名実ともに、素哲が大乘寺第三代となったのでは」なく、「かりに、一步をゆずって、素哲が、大乘寺第三代に就いたとしても、それは」、大乘寺の住持職の「前段階」にとどまるものであるとういう見解に立つものである。

という解釈をなしており、やはり素哲が応長元年に大乘寺を継承住持したとは捉えていない。

(4) 応長元年一〇月一〇日の「紹瑾法衣付属状」をはじめとする紹瑾の文書について、その花押から独自の考察をなした論考に、林讓「瑩山紹瑾の花押覚書」(石川史書刊行会編・加能史料編纂二十周年記念出版「加賀・能登歴史の窓」に所収)が存しており、紹瑾が門人や関係寺院に与えた伝法関係の文書と寺地・寺領という土地関係の文書で花押を書き分けていたことを指摘している。

(5) 『延宝伝燈録』卷一五「加州瑞応山伝燈寺恭翁運良禅師」

の章では「加州大乘缺主、瑩山和尚招師住持、付以自筆碧巖集・椶櫚扨子応量器」とあり、『本朝高僧伝』卷二六「賀州伝燈寺沙門運良伝」でも「辞遊北地、会賀州大乘缺主席、瑩山和尚命良住持、付以扨子応器。檀施川臻、学寶雲萃、鐘鼓魚版一時改響、視事一期」と記されている。これらはともに運良の「仏林恵日禅師行状」の記載内容を継承するものであるが、紹瑾が付与した物品に微妙な相違が見られる。

(6) 『永光寺年代記』では永仁五年の永平寺回禄については記されておらず、『曹洞宗全書』「年表」などでも何らの記載も見られない。ただし、熊谷忠興編『永平寺年表』では『安楽山産福禅寺年代記』と『永平寺建築年表』の記載に基づいて永仁五年三月二四日の回禄の記事を載せており、『永平寺史』上巻の「義演禅師の事蹟」においても「永仁五年の永平寺回禄について」という考察が存している。

(7) 『大乘寺由緒略記』では一夜本『碧巖録』すなわち『一夜碧巖』に関して、

道元和尚所親筆、一夜碧巖破関撃節、從如浄和尚所傳之椶櫚扨子、于今大乘寺有之。但一夜碧巖集来由者、元和尚年廿四、入宋遍歴名利、得法於如浄和尚。而將帰朝時、閱碧巖集、欲書写之、以流伝日国。然事事紛冗而未遑下筆焉。一日有人告曰、有商舶行日国。於是、從薄暮書写、到五更而終八十則。夜将明時、厖眉老翁来乞助筆、許之。未到明相、百則已満矣。元和尚問其名姓、則曰、我是日域男女之

元神也。竟失_レ所_レ去、因知_ニ是白山権現_一也。

と記されている。これによれば、『一夜碧巖』は椶櫚の払子とともに道元在宋中の所産であり、江戸期には白山権現による助筆がなされたとする説が定着するようになっていた。

(8) 石川県立美術館編『加賀の古刹・大乘寺の名宝』(昭和六二年刊)では大乘寺に所蔵される什器として天童如浄と希玄道元の「払子」を写真版で挙げており、その解説として、

天童如浄の払子 一柄 宋十二〜十三世紀 長さ七〇・〇cm

永平寺開山道元が中国を去るにあたり、師の如浄の頂相と払子とが与えられたと伝えられ、その払子がこれと考えられている。彫金や木彫の部分に七宝文をあしらった清楚な技法をうかがうことができる。

希玄道元の払子 一柄 鎌倉十三世紀 長さ八五・五cm

一夜碧巖集とともに椶櫚の払子が大乗寺に帰入したということは、三代嗣法書の巻末の素哲の記録に見えていますが、その椶櫚の払子がこれと考えられている。その椶櫚紐の組方に鎌倉時代特有の簡素な中にも精緻な技法を見ることができている。

と記されている。これによれば、椶櫚の払子とは如浄より相伝された払子ではなく、道元が所持していた払子であろうと推測されている。

(9) 伝燈寺の開創については『加賀伝燈寺―歴史資料調査報告―』(平成六年三月、伝燈寺保存会編)を参照。また運良が大乗

明峰素哲の生涯とその功績(一) (佐藤)

寺に入院する過程や伝燈寺開創に至る経緯などについては、拙稿「恭翁運良の活動と曹洞宗(中)―加賀大乘寺と瑩山紹瑾を踏まえて―」(『駒澤大学仏教学部論集』第二九号)を参照されたい。

(10) 大乘寺秘本『洞谷記』や流布本『洞谷記』によれば、

文保元年丁巳、感_ニ施主志、平氏女、舎兄中河地頭酒勾平八頼基終焉時、遺命而以_ニ親父頼親家、為_レ彼追善及自身与_ニ大姉_一善願_ト、施_ニ与_ニ之、以_レ可_レ造_ニ立方丈_一。同秋八月、移_ニ此屋_一構_ニ函丈_一。十月二日、移_レ徒、如_レ形行_ニ入院儀式_一。

という記事が存しており、文保元年に紹瑾に対して平氏女すなわち黙譜祖忍尼からの申し出で方丈の造立が開始され、八月に方丈(妙巖院)ができ上がり、一〇月二日に入院の儀式がなされている。

(11) 北宋代になされた曹洞宗の代付事件については、石井修道『宋代禅宗史の研究』の「北宋代の曹洞宗の展開」に「大陽警玄と投子義青の代付問題」として詳しい考証が存している。

(12) 大乘寺秘本『洞谷記』によれば、

当山者、賀嶋郡酒井保内也、四至界在_ニ本券文書_一。平氏女者、酒勾八郎頼親女子也、海野三郎滋野信直妻室也。兩人俱以_ニ信心_一所_レ施也。即發言曰、我等施_ニ此小山_一志、唯望_ニ和尚一時之居住_一而已、全不_レ顧_ニ成壞興廢_一。又不_レ思_ニ和尚持戒破戒_一、乃至与_ニ在家妻子眷属及非人乞者_一、我不_レ可_レ管_レ之。一施_ニ和尚_一後、再無_ニ顧管之念_一、永発_ニ捨

心了、敢無_レ希望心。仍予感_レ施主清浄志、以為_レ予終焉
 宴息之處、乃至為_レ累祖遺骨遺書安置之浄処_ニ耳。正和二
 年壬子春、発心施与。加之、発心施与之後、予寄_レ宿檀
 那中河引地亭、感_レ夢見_レ化寺諸堂及門前掛鞋之大榎樹、
 而知_レ衲僧可_レ還_レ草鞋錢_ニ勝地_ニ、納_レ受此地_ニ、以欲_レ為_レ生
 涯幽栖之寂静処_ニ終。

とあり、流布本『洞谷記』の冒頭に載る「洞谷山永光寺草創
 記」によれば、

能州賀島郡酒井保内中河地頭者、酒勾八郎頼親也。其嫡
 女、与_レ信州住海野三郎滋野信直、為_レ夫妻。正和元年壬
 子春、彼兩人共発心、予施_レ与此山。其発言曰、我等施_レ
 此山_ニ志、唯望_レ和尚一時之居住_ニ而已、全不_レ顧_レ成壞興
 廢。又不_レ思_レ和尚之持戒破戒、乃至与_レ非人乞者、我不_レ
 管_レ之。一度施_レ和尚_ニ後、再無_レ管領之念、永発_レ拾心_ニ
 了、敢無_レ希望心。云々。予感_レ施主清浄志、以為_レ予終
 焉偃息之處_ニ耳。加之、発心施与之夜、予寄_レ宿檀主亭中
 河引地、感_レ夢見_レ化寺諸堂及門前掛鞋之大榎樹、而知_レ
 衲僧可_レ還_レ草鞋錢_ニ勝地_ニ、納_レ受此地_ニ、以欲_レ為_レ生涯幽棲
 之寂静処_ニ終。正和二年癸丑八月、始結_レ茅屋_ニ、為_レ飯庫
 裏。

と記されている。これらによれば、正和元年(一二三二)春に
 能登鹿島郡酒井保中河の地頭酒勾頼親(八郎)の嫡女すなわち
 後の黙譜祖忍尼とその夫である滋野信直(海野三郎)から紹瑾
 に対して寺領を施与する申し出があり、正和二年八月に紹瑾は

はじめて茅屋を結んで飯庫裏としたことが知られる。

- (13) 正和五年(一二三六)ないし文保元年(一二三七)の頃におけ
 る京都・鎌倉禅林の動向を簡略に記しておきたい。正和五年に
 は鎌倉寿福寺の寂庵上昭(宏光禅師、一二二九—一三二六)が
 六月一六日に示寂しており、一〇月二〇日には那須(栃木県)
 雲巖寺の高峰頭日(仏国応供広濟国師、一二四一—一三二六)が
 示寂している。また文保元年には春から夏の頃に南山土雲(一
 二五四—一三三五)が鎌倉円覚寺に住持しており、九月二四日
 に京都南禅寺の一山一寧(妙慈弘濟大師・一山国師、一二四七
 —一三一七)が示寂している。また文保二年の冬には中巖円月
 (中正子、仏種慧濟禅師、一三〇〇—一三七五)が京都の万寿寺
 より越前の永平寺に赴いて住持の義雲に参学しており、七月二
 〇日には建仁寺第一八世の明窓宗鑑(明覚禅師、一二三四—一
 三一八)が示寂し、八月二八日には鎌倉建長寺の東里弘会(徳
 慧とも、?—一三二八)が示寂している。

- (14) 正和五年(一二三六)七月二三日に鎌倉大地震が起こって
 おり、正和六年(文保元年、一三一七)一月三日には京都大地震
 が起こり、『花園天皇宸記』によれば、余震が数ヶ月に及んだ
 とされる。また文保二年(一二三二)に至っても三月六日と四
 月七日など京都に地震が頻発している。

- (15) 山崎明代編『越中古文書(越中資料集成9)』(桂書房刊)
 の四一七頁下段に載る。ただし、本稿では金沢市立玉川図書館
 に所蔵される原本をも併せ参照して字句を訂正しておく。

- (16) 宏智派の雲外雲岫に関しては、拙稿「元代曹洞禅僧列伝

(上)「天童山の雲外雲岫について」(駒澤大学仏教学部論集) 第三号)を参照。

(17) 大智の入元から在元中の活動さらに帰国の状況などについては、拙稿「大智禪師の在元中の動静について」(駒沢大学中国仏教史蹟参観団編『中国仏蹟見聞記』第七集)を参照。

(18) この点、いま一つ興味深いのは「諸嶽開山二祖禪師行録」 「諸嶽二代峩山和尚行実」のみに、

徳治元年、師歳三十二、遊歴三韓、入大元、勘驗善知識、到处許法器焉。

という記事が存していることであろう。これによれば、韶碩も徳治元年(嘉元四年、一三〇六)に三二歳で紹瑾の席下を辞して遊歴し、三韓(朝鮮半島)から元国に入り、諸方の善知識に参学して器重されたことになっている。ただし、他の韶碩の伝記史料では一様に日本国内の叢林を歴遊した消息に触れるのみで、入元の事実を全く伝えていないことから、その入元の事実 は認めたいとされる。ちなみに韶碩が紹瑾の席下に舞い戻ったのは三五歳のときとされるから、その諸山歴遊は四年間であったものらしい。

(19) 『扶桑五山記』四「山城州東山建仁禅寺」の「境致」にも「入定堂(開山堂)」とあり、興禅護国院は入定塔(開山塔)とも称されていたことが知られる。また『和漢禅刹次第』の「東山建仁寺」の項には、

開山千光国師、又曰祖師葉上僧正。塔曰興禅護国院。(中略)入定塔(開山塔)。(中略)黄龍派、興禅護国

明峰素哲の生涯とその功績(一)(佐藤)

院、開山塔。千光国師葉上僧正、諱榮西。明菴大師。嗣天童虚菴徹禅師。備中州人。建保三乙亥七月五日入定。七十五歳。

とほぼ同文の記事が記されている。さらに『東山塔頭略伝』の「興禅護国院」の箇所には、

興禅護国院、開山千光祖師塔所。此院、古来別無塔主、令祖師法孫靈泉・両足二院輪差、掌侍真事。慶長末以来、改差山中諸院守之。開祖入滅、経一百六十年、後、永和丁巳、武蔵州守細川頼之、夢有所感。因是施財改造此院、守塔古樵寿能(嗣知足龍山)、専幹其事。応永四年丁丑罹災、靈泉一菴麟重造、塔守実一臂之力也。応仁元年丁亥、罹兵火、靈源末了縁募化營構。天文廿一年壬子、復罹兵火、此時瑞光菴影堂独免其火。両足梅仙邇、与衆相議、移其堂於此院、修宮略備。利峯鋭又繼其志、再造院宇、迨慶長末、其功告畢。今院即是也。

とあり、その後に興禅護国院が辿った変遷の歴史などが大まかにまとめられている。ただし、これによれば、興禅護国院では古来より特別の塔主を置かず、寺内の靈泉院と両足院の二院より榮西の法孫が輪差して侍真を勤めたことが記されている。曹洞宗の素哲が塔主ないし侍真を勤めるとしたら、この二院と何らかの関わりを持っていたと考えなければならない。

(20) 道元が記した『舍利相伝記』では明全の遺骨舍利を日本に將來したことを伝えているが、その後の納骨については触れられ

ていない。ただ、建仁寺の代表として入宋した状況からして、明全の遺骨舍利が当時の建仁寺山内に葬られたことは間違いないであろう。なお明全については拙稿に「仏樹房明全伝の考察」(『駒澤大学仏教学部研究紀要』第四九号)と「仏樹房明全について」(『宗学研究』第三三三号)があり、中世古祥道「明全」(『道元思想のあゆみ』に所収)や東隆眞「明全和尚と道元禪師のことども」(駒沢女子大学日本文化研究所『日本文化研究』創刊記念号)も有益な示唆に富んでいる。また新しくは拙稿「明全―入宋求法の志半ばに倒る―」(『国文学・解釈と鑑賞』特集・道元の世界へ生誕八百年のいま)『第六四卷二二号へ一九九九年一二月号』に所収)を参照されたい。

(21) 『禅林像器箋』第七類「職位門」の「侍真」によれば、

忠曰、侍_ニ祖塔真影_一者、曰_ニ侍真_一、即塔主也。真者、祖師形象也。

と記されている。塔主とは祖師の塔頭(塔所)に仕える僧のこととで、主塔侍者・侍真とも称される。

(22) 『扶桑五山記』四「山城州東山建仁禅寺」の「住持位次」

などからすると、鎌倉末期に素哲が到った頃、建仁寺の世代は第一八世であった大覚派の明窓宗鑑(明覚禪師、一二三四―一三二八)が文保二年七月二〇日に示寂しており、第一九世に仏源派の嶮崖巧安(仏智円応禪師、一二五二―一三三二)が就き、さらに第二〇世に同じ仏源派の鉄庵道生(本源禪師、一二六二―一三三一)が住持しているから、彼らの下で素哲は開山塔院の塔主を勤めていたものと推測される。道生の『鉄菴和尚語録』

や『鈍鉄集』には素哲に関するような記載は存していない。

(23) 大乘寺秘本『洞谷記』によれば、

同(文保元年)秋八月、移_ニ此屋_一構_ニ函丈_一。十月二日、移_レ徒如_レ形行_ニ入院儀式_一。(中略)文保元年冬安居、簡都寺・可首座・覚日浄頭。(中略)文保二戊午年春、光英夢、招宝七郎入_ニ山中_一告曰、奉_ニ方丈尊命_一、賞_ニ罰門葉_一、鎮_ニ護山門_一。仍課_ニ山神一宮招宝七郎護伽藍神_一、為_ニ打給使者_一。(中略)韶碩都寺・祖溪侍者、文保二年初夏、於_ニ長者沢_一得_ニ大樹_一。

とあり、流布本『洞谷記』にも、

同(文保元年)秋八月、移_ニ此屋_一構_ニ函丈_一。十月二日、移_レ徒_ニ異本有_レ乎_一如_レ形、行_ニ入院儀式_一。同冬安居、簡都寺・可首座・覚日浄頭。(中略)文保二戊午年春、瑠瑛_ニ異作_ニ光英_一者夢、招宝七郎入_ニ山中_一告曰、奉_ニ方丈尊命_一、賞_ニ罰門葉_一、鎮_ニ護山門_一。仍課_ニ山神一宮招宝七郎護伽藍神_一、為_ニ打給使者_一。(中略)同初夏、韶碩都寺・祖溪侍者、於_ニ長者沢_一得_ニ大樹_一。

と記されており、文保元年の冬安居における都寺至簡・首座眼可・浄頭覚日の活躍、文保二年春における瑠瑛の動静、同初夏における都寺韶碩と侍者祖溪の動向などが知られる。

(24) 大乘寺本『仏祖正伝菩薩戒作法』一卷は、紙本墨書で縦二八・七センチ、横一七〇・七センチの写本であり、道元が南宋の宝慶元年(一二二五)九月一八日に天童山の如浄より相伝された内容を、紹瑾が正応五年(一二九二)八月一三日に永平寺

妙高台において住持義演の許可のもとで書写したものである。それをさらに紹瑾は元亨元年二月一日に永光寺の丈室妙莊嚴院において参学小師の素哲と韶碩の両者に同時に授与しており、現在、大乘寺に所蔵されている。

(25) 総持寺に所蔵される『総持寺中興縁起』によれば、紹瑾は元亨元年六月一七日に諸嶽山総持寺の中興縁起を撰しており、同じく総持寺に所蔵される「諸岳寺観音堂寺領敷地事」の文書によれば、同年七月二二日に紹瑾は権律師定賢より能登櫛比荘の諸岳寺観音堂の敷地を寄進されている。ほかに同年八月二八日(道元忌)に後醍醐天皇から下された総持寺を出世道場となす繪旨の写しや、これに基づく正中元年三月一六日付けの「当寺十箇条之龜鏡」も伝えられているが、これらは内容的に検討の要があり、後代の偽文書と見られている。

(26) 流布本『洞谷記』の元亨元年の箇所には、

同(十一月)廿五日、冬至夜、碩首座始秉拏、当山第二首座也。小参次行^レ之、并首座例也。

と記されており、大乘寺秘本にも同様の記事が見られる。これによれば、元亨元年十一月二五日(冬至)の夜に韶碩が永光寺の第二首座として秉拏していることが知られる。ただ、ここにいう第二首座というのが第一座に次ぐ第二座の意なのか、あるいは永光寺における第二番目の第一座という意なのか、明確でない。ただ、この年の正月二八日にそれまで首座であった鉄鏡眼可が示寂していることから、眼可の後を継いで首座に任じたことをいうのかも知れない。

(27) 隠身とはおそらく藏身あるいは没蹤跡などと同義であつて、身を隠してあとかたを残さないありようをいう。『宗門聯燈会要』巻二「澧州夾山善会禅師」の章などによれば、薬山下の船子徳誠(華亭和尚)が法嗣の夾山善会(伝明大師、八〇五—八八一)に對して、

向去直須藏身^ニ没蹤跡^ニ、没蹤跡^ニ莫^ニ藏身^ニ。吾二十年
在^ニ薬山^ニ、只明^ニ斯事^ニ。汝今既得、他後不^レ得^レ住^ニ城隍聚
落^ニ、但向^ニ深山裏^ニ鑿頭^ニ辺^ニ、覓^ニ取^ニ一箇半箇^ニ接統^ニ、無^レ令^ニ
断絶^ニ。

という付嘱をなしている。紹瑾が示す隠身もこれと同じく修行のあとかたをも残さず、徹底した日常底に仏祖道を實踐していくありようを述べたものであろう。

(28) 『正法眼蔵』「安居」では、夏安居直前の掛搭期日について、

いはゆる半月前とは、三月下旬をいふ。しかあれば三月内に
きたり掛搭すべきなり。すでに四月一日よりは、比丘僧
ありきせず、諸方の接待および諸寺の旦過みな門を鎖せり。
しかあれば四月一日よりは、雲衲みな寺院に安居せり、庵
裏に掛搭せり。あるいは白衣舎に安居せる、先例なり。

と記されているから、四月一日には夏安居を過ごす禅寺に掛搭すべきことが義務づけられている。素哲がそうした禅林の先例に従わず、四月一四日の晩にようやく永光寺に到着している理由については不明である。

(29) 「青原鉈斧」の古則については、柳田聖山『禅の山河』(禅文化研究所編)の第二章、南岳懷讓」の箇所(二〇七頁—一〇

九頁)には『祖堂集』巻四「石頭和尚」の章に基づいた口語訳が載せられている。ちなみに雪竇重頤は『明覚禪師語録』巻一「住蘇州洞庭翠峯禪寺語」の「拈古」においてこの古則を取り上げ、

師拈云、石頭泊担板過却。又云、大小讓師、不_レ解_レ拋令。

という拈提をなしており、希遷と懷讓の両者を評している。

(30)「夜光勿_レ踏_レ白、不_レ石即是水」の語句については、いまだその出典を明確にしていないが、『大燈国師語録』巻上「大徳寺語録」の「仏生日上堂」に、

仏生日上堂。僧問、世尊今日降下未_レ至_レ地、九龍吐_レ水洗_レ金軀、早是一場敗缺、和尚要_レ雪_レ屈、也是泥裏洗_レ土塊。師云、狗啣_レ赦書。進云、指_レ天指_レ地金蓮捧_レ足、因_レ甚脚下紅絲線不_レ断。師云、要_レ知_レ山上路、須_レ問_レ去來人。進云、韶陽老人正令方行、諸方未_レ免_レ將_レ錯就_レ錯。師云、夜行莫_レ踏_レ白、不_レ水定是石。進云、不_レ因_レ老師点_レ発、容易難_レ瞻_レ慈顔。師云、月到_レ中峯猶未_レ帰。進云、三十年後、此話大行。師云、馬無千里謾追_レ風。

という一僧との問答が存する。素哲とほぼ同時代に活躍した臨濟宗大応派の宗峰妙超(大燈国師、一二八二—一三三七)が「夜行、白きを踏むこと莫かれ、水にあらずば定んで是れ石ならん」と答えており、字句に若干の異同が見られるものの注目される。

(31)「兩足を垂る」とあるが、『景德伝燈録』巻五では「一足を垂

る」に作る。

(32) 靈鷲山における釈尊と摩訶迦葉の分座の故事については、『建中靖国統燈録』巻一「摩訶迦葉尊者」の章に、

爾時、摩訶迦葉尊者、分_レ坐_レ伝_レ衣、因_レ花悟_レ道、巖間石室、演_レ法度_レ生、世尊示_レ滅、結_レ集聖教。

と偈頌のかたちで簡略に記されている。『五燈会元』巻一「釈迦牟尼仏」の章には、

世尊在_レ靈山会上、拈_レ華示_レ衆。是時衆默然、唯迦葉尊者破顔微笑。世尊曰、吾有_レ正法眼藏涅槃妙心実相無相微妙法門、不立文字教外別伝、付_レ囑摩訶迦葉。世尊至_レ多子塔前、命_レ摩訶迦葉分_レ座令_レ坐、以_レ僧伽梨_レ罽_レ之、遂告曰、吾以_レ正法眼藏密付_レ於汝、汝当_レ護持_レ付_レ將來。

とあり、釈尊が多子塔前において摩訶迦葉に座を分かつて坐らしめ、僧伽梨衣を授けたことになっている。また韶州(広東省)曲江県の曹溪山宝林寺(後の南華寺)において六祖慧能が青原行思を分化の首座となした故事については明確ではないが、『景德伝燈録』巻五「吉州青原山行思禪師」の章に、

一日祖謂_レ師曰、従上衣法双行、師資遞授、衣以表_レ信、法乃印_レ心。吾今得_レ人何患_レ不_レ信、吾受_レ衣以来遭_レ此多難、況乎後代争競必多。衣即留_レ鎮_レ山門、汝当_レ分化一方_レ無_レ令_レ断絶。師既得_レ法、住_レ吉州青原山静居寺。

とあり、慧能のことばとして「汝、当に一方に分化して断絶せしむること無かるべし」と記されている。おそらく紹瑾はこの

行思に対する付嘱として「分化」のことが使用されていることに注目し、分化の首座という語句を用いているのではなからうか。

(33) 大乘寺における分院首座とは紹瑾自身の消息を述べたものであるようで、おそらく紹瑾が大乘寺の義介より首座に任せられた当初、彼自身は阿波(徳島県)の城万寺の住持を勤める傍ら、夏安居の期間を大乘寺に赴いて首座の職位に就いていたものらしい。こうした変則的な禅院を別にした活動を紹瑾は自ら「分院首座」と表現したものであろう。また永光寺の分説首座は素哲のことを指しているが、分説という意味が明確でない。あるいは素哲が半座説法を別所でも行なった消息を述べたものかも知れず、永光寺で首座を勤める以前に、建仁寺などですでに首座を勤める機会に恵まれていたのかも知れない。

(34) この点は熊本県立美術館編『寒巖派の歴史と美術』(第一一回熊本の美術展)にも重要文化財「広福寺伝衣付嘱状」の第二通として考察が載せられている。

(35) 慧能と蒙山道明(初名は慧明・恵明)の大庾嶺における機縁については、『景德伝燈録』巻四「袁州蒙山道明禪師」の章その他に載せられている。駒澤大学禅宗史研究会編著『慧能研究―慧能の伝記と資料に関する基礎的研究―』(大修館書店刊)の「慧能の伝記研究」に「恵明との機縁」(一四二頁〜一四九頁)として両者の問答に関する詳しい考証が存している。

(36) 『三木一草文』一巻はもと福岡県田川郡添田町の河村道器氏が所蔵していたものであるが、河村氏に至る所蔵の経路などは

定かでない。『統曹洞宗全書』『宗源補遺』に紹瑾の撰として活字化されているが、本文は素哲の筆になり、識語に当たる部分のみが紹瑾の筆と見られている。嵩山少林寺の菩提達磨より紹瑾の弟子に至るまでの菩薩戒相伝のことが記され、梅・松・柳・竹という三木一草に託して宗要が説かれている。識語には道元・懷奘・義介・紹瑾の戒法伝授が述べられている。熊本県玉名市の広福寺に「広福現蔵」と題する三巻三冊の古文書綴が存しているが、その第三冊目にも本書が模写収録されている。

(37) 河南聖珍は覚明の法嗣であり、道号を南洲とも称しているが、その足跡については明確でない。覚明が示寂した翌年に当たる南朝の正平一七年(北朝の康安二年、一三六二)一〇月二四日に「孤峯和尚行実」を撰している。また『五山文学新集』第二巻の『東海瑠華集』二「贊」(七二六頁)に「南洲和尚慈像」として六九歳の南洲聖珍に対する頂相贊が載せられている。

(38) 無著道忠は前任神京正法山妙心禅寺嗣祖比丘の肩書きで正徳二年(一七二二)八月二四日に「雲州瑞塔山天長雲樹興聖禅寺開山兩朝特賜国済三光国師碑銘」を撰述している。道忠は臨済宗妙心寺派の学匠として名高く、江戸時代を通じて第一等の学僧として知られ、その考証は諸分野において綿密詳細を究めている。当然、覚明の「国済三光国師碑銘」においても、道忠は「孤峯和尚行実」をはじめとそれまでの史料を広範に見て覚明の伝記をまとめていることから、たとえ後代のものとはいえ、かなり詳しい消息を伝えている点で重要なものがある。

(39) 永光寺の土地神については、もつとも古い禅林寺本『瑩山清規』(正式には『能州洞谷山永光禪寺行事次序』)の「土地堂諷經」に「当山土地、護法龍天、合堂真宰、三界万靈、今年歲分主_ニ執陰陽_ニ護伽藍神、招宝七郎大権修利菩薩」と記されており、龍天や招宝七郎大権修利菩薩が土地神あるいは護伽藍神としてまつられていたことが知られる。

(40) 『雲門匡真禪師広録』巻中「垂示代語」に、
或云、古人道、人人尽有_ニ光明_ニ在、看時不見暗昏昏、
作麼生是光明。代云、厨庫三門。

とあり、この「雲門厨庫三門」の古則公案は『碧巖録』第八六則によつて広く知られる。このとき雲門文偃が答えた「厨庫三門」とは、我見にとらわれずに眼前に建つ伽藍をありのままに見ることを意味していよう。

(41) 『諸嶽開山二祖禪師行録』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行録」には覚明が紹瑾と交わした問答として、

時有_ニ覚明禪者_ニ、入_ニ大元_ニ見_ニ本中峰_ニ・親無見_ニ・義断崖_ニ・岫雲外_ニ・茂古林諸大老_ニ、皆称_ニ法器_ニ。帰朝後、聞_ニ師之法_ニ、
席盛_ニ而来見_ニ師。師問云、和漢兩朝参_ニ得甚_ニ辺事_ニ。明以_ニ手指云、
前面法堂、背後方丈。師首_ニ肯之_ニ。

とあり、これは『洞谷記』からの引用と見られる。

(42) 『諸嶽開山二祖禪師行録』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行録」にも、

明問云、去冬和尚垂示曰、隱身燈臺了、云々。我近日解_ニ隱身_ニ。師云、作麼生隱身去。明云、没蹤跡。師云、

作麼生是没蹤跡処。明云、進_ニ之_ニ不_レ得、退_ニ之_ニ不_レ得。師云、不是不是。明云、和尚作麼生。師云、進也得、退也得。明便作_レ礼。明在_ニ師会裏_ニ、脚不_レ越_レ門、孜孜努力凡三年。

と記されており、やはり紹瑾が覚明に対して隱身・没蹤跡の問答をなしたことが記されている。また『洞谷五祖行実』「洞谷第四祖大雄菴開基總持二世峩山和尚伝」にも、

時瑾公在_ニ洞谷_ニ煽_レ化。師随侍、会中充_ニ都寺_ニ。元亨元年十一月冬至日、入室秉_レ扱也。師一日拳_ニ覚明上座燈臺下隱身因縁_ニ、問_ニ瑾公_ニ。公云、我為_レ備入_ニ地獄_ニ如_レ箭、汝亦作麼生。師云、不_レ顧_ニ眉鬚墮落_ニ、云々。

とあり、覚明との間の隱身の問答が取り上げられている。

(43) 元亨四年(一二三四)は二月九日に至つて正中元年と改元されているから、四月八日の時点ではいまだ元亨四年と記すのが正しい。

(44) 大智が帰国する際に禅籍を将来したことを傍証するものとして、実際に『大智禪師偈頌』には「看_ニ真歌和尚語_ニ」「跋_ニ真歌和尚拈古_ニ」「覽_ニ投子語_ニ」などの偈頌が載せられている。

(45) 大乘寺本『洞谷記』には五月一六日の總持寺開単について、五月十六日、碩首座已下僧衆廿人、為_ニ總持寺僧堂開_ニ出_レ山。五月廿九日、始開_ニ僧堂_ニ、請_ニ兩班_ニ。

と記されている。このとき紹瑾に随侍して韶碩を含めて二〇人の僧衆が總持寺へと赴き、五月二九日には僧堂開単の儀式がなされたことが知られる。おそらくこのとき素哲は永光寺に在つ

て紹瑾より留守を任されていたものであろう。

(46) 『諸嶽開山二祖禪師行録』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行録」には、

或時入室云、承聞和尚伝_レ仏祖正伝菩薩戒血脈、伏願授_レ之。師便伝_レ之、第知_レ洞宗無_レ縁、指往_レ雲州。後継_レ法燈。然師之門人不_レ可_レ称計。於_レ中嗣_レ其法者、明峯素哲へ永光二代へ・無涯智洪へ浄住二代へ・峩山紹碩へ総持二世へ・壺菴・珍山等也。

と記されている。ここでは覚明の消息は詳しく述べられているものの、あくまで別格的な表現を用いており、紹瑾の嗣法門人としては素哲・紹碩ら五人を挙げるのみで、その中に覚明の名は含まれていない。

(47) 江戸期にまとめられた『日域洞上宗派正統図』や『日本洞上宗派図』さらに昭和にまとめられた『曹洞宗全書』『系譜』や『曹洞宗全書』『大系譜』など、後世の曹洞宗の宗派図では、いずれも瑩山下に孤峰覚明の名は載せられていない。

(48) 伝燈院に存する入母屋造りの礼堂の外部の正面扉上部には、現在まで「五老峯」と記された木製の縦額が掲げられており、年記や著名などは存しないものの、これが孤峰覚明の揮毫になる五老峰の筆蹟と伝承されている。

(49) 雲居の懸記については具体的な内容が明確でないが、瑩山紹瑾は『伝光録』『第三十九祖雲居弘覚大師』の章の「拈提」において、

実に師初め翠微に見えてより、洞山の会に参じて曹山と兄

明峰素哲の生涯とその功績(一) (佐藤)

弟たり。適来の問答、師資の決疑悉く以て至れり。既に洞山の懸記あり、吾が道、汝に依て流伝無窮ならんと。其の信虚しからず、展転囑累して今日に及べり。実に洞水流伝し来る、其の道、今に乾爆々たり。清白家に伝へ来る、其の源、今に乾かず冷湫々たり。

と記している。おそらくここにいう「吾が道、汝に依て流伝無窮ならん」と洞山良价が雲居道膺に述べたのが雲居の懸記を指すのであろうが、『伝光録』の典拠が何なのかは定かでない。

(50) 「雲居世尊密語」の古則とは、『景德伝燈録』巻一七「洪州雲居道膺禪師」の章に、

荆南節度使成汭、遣_レ大将入_レ山送_レ供、問曰、世尊有_レ密語、迦葉不_レ覆蔵、如何是世尊密語。師召曰、尚書。其人応諾。師曰、会麼。曰、不_レ会。師曰、汝若不_レ会、世尊有_レ密語、汝若会、迦葉不_レ覆蔵。

とある雲居道膺が一官僚と交わした問答商量であって、釈尊と摩訶迦葉との間でなされた密語の因縁を題材にしている。

(51) 僧録とはもともと僧尼の登録や僧官の任免など録事を司る官職であり、日本では室町期の五山禅林(叢林)における鹿苑僧録が有名である。ただし、当時の曹洞宗における遺跡の僧録とは、単に義介・紹瑾ゆかりの寺院や小庵を束ねる役職という意味で使用されている。

(52) 石川県立美術館編『加賀の古刹・大乘寺の名宝』(昭和六二年三月刊)では、この「紹瑾讓状」の写真を載せているが、

附〔与洞〕谷全座於素哲首座明峯老。

靈山一会座尚〔暖〕、附与明峯永興繁、洞谷緑松緑弥奥、
〔雲居〕懸記水泓灣。

正中二年〔仲〕秋八日。 洞谷讓附。

(朱印・瑩山) (朱印・紹瑾) 紹瑾。(花押)

とあり、実際に石川県立美術館に依託保管されている現物も拝見させて頂いたところ、やはり「」の部分に若干の虫食いなどの破損が存している。

(53) 孝服とはもともと父母の喪に用いる衣服であつて喪服と同義であるが、ここではとくに尊宿の遷化に際して弟子や法眷らが着する凶服をいう。古く宗宝本『六祖大師法宝壇経』「付嘱第十」に、

師説_レ偈已告曰、汝等好住、吾滅度後、莫作_二世情悲泣_一
雨涙。受_二人弔問_一、身著_二孝服_一、非_二吾弟子_一、亦非_二正法_一。
但識_二自本心_一、見_二自本性_一。

と記されている。また『勅修百丈清規』卷三「住持章第五」の「遷化」に「孝服」の章があり、

孝服。侍者小師、麻布襪。両序、苧布襪。主喪及法眷尊
長、生布襪。勤旧辦事郷人法眷諸山、生絹腰帛。檀越、
生絹巾腰帛。方丈行者、麻布巾襪。方丈人僕作頭、麻布
巾衫。甲幹莊客諸僕、麻布巾。

と記されており、弟子としての立場や配役に応じて着用する麻布綴や腰帛などに差が存している。無著道忠は『禪林象器箋』第二六類「服章門」の「孝服」において「尊宿遷化、法眷会裏、著_二凶服_一也」と述べ、同じく「服章門」の「腰帛」でも

「尊宿遷化、孝服者、白帶困_レ腰、言_二腰帛_一へ見_二孝服処_一」
或作_二腰白_一と記している。

(54) この点は「総持第二世峨山和尚行状」においても、

瑾欲_二順世_一、考_レ鐘告_レ衆曰、発_二揚子宗風_一者、素微_レ・素
磧_二兩箇而已_一、為_二我後嗣_一者詳知_レ焉。言_レ訖書_レ偈云、(下
略)

と記され、また『峨山和尚山雲海月』所収の「峨山大和尚芳躅」においても、

瑾臨_二遷化_一、鳴_レ鐘告_レ衆云、揚_二吾宗風_一、素哲・紹碩兩箇
耳、我弟子悉知_レ之。言_レ訖化。

とあることから、やはり紹瑾が示寂に臨んで素哲と韶碩の二高弟を高く評価していたことを伝えている。

(55) 「老馬如行路」とは『韓非子』「説林上第二十二」に、

管仲・隰朋、從_二於桓公_一而伐_二孤竹_一。春往冬反、迷惑失_レ
道。管仲曰、老馬之智可_レ用也。乃放_二老馬_一而隨_レ之、遂
得_レ道。行_二山中_一無水。隰朋曰、蟻冬居_二山之陽_一、夏居_二
山之陰_一、蟻壤一寸而僅有_レ水。乃掘_レ地、遂得_レ水。以_二管
仲之聖而_二隰朋之智_一、至_二其所_一不_レ知、不_レ難_レ師_二於老馬
与_レ蟻。今人不_レ知_二以_二其愚心_一而師_二聖人之智_一、不_レ亦過_レ
乎。

とある故事を踏まえるものである。春秋時代に斉の管仲(字は夷吾、?―前六四五)が戦の帰途に隰朋(諡は成子、?―前六四五)とともに道に迷った際、老馬の知恵を信じて放ち、その後随つてもとの道を得たという逸話にちなんでいる。転じて老

馬は経験を積んで知識が豊かな人に譬えられ、この故事は「老馬之智」あるいは「老馬識途」としても知られる。

(56) 「麒麟似点雲」に関する典拠は定かでないが、『陳書』卷二六「列伝第二十」の「徐陵伝」に、

母臧氏、嘗夢五色雲化而為鳳、集左肩上。已而誕陵焉。時宝誌上人者、世称其有道。陵年数歳、家人携以候之。宝誌手摩其頂曰、天上石麒麟也。光宅惠雲法師、每嗟陵早成就、謂之顔回。

という記事が存している。六朝の陳の徐陵（字は孝穆、五〇七—五八三）の誕生にまつわる故事であり、宝誌（広濟大師、四一八—五一四）が幼い徐陵を「天上の石麒麟」と褒めたことに因み、すぐれた器量を備えた人のことを指している。この故事は「天上麒麟」あるいは「天上石麒麟」という語でも知られ、すぐれた小児を意味する。

(57) 『日域洞上宗派正統図』においては「大乘二世・能州永光惣持共開山・仏慈禪師」瑩山紹瑾の法嗣として「大乘三世・永光二世・越中光禪」明峯素哲「永光三世・加州常住二世」無涯知洪「能州永光四世・惣持二世・妙応開山」峩山紹碩「永光五世・越中延着・紹光・能州洞光共開山、越中延着二世・紹光二世・能州ホウダツノ光孝二世」壺庵至簡「越中手洗野信光二世」珎山和尚「祖一蔵主」能州永光山中円通開山「祖忍大姉」という七人の名を記しているが、やはり素哲を筆頭に挙げている。また『日本洞上宗派図』においては「能州永光開山瑩山紹瑾」の法嗣として「能州永光二世

越中光禪開山」明峯素哲「加州浄住二世」永光三世」無涯智洪「能州総持二世」永光四世」峩山紹碩「能州光孝二世」永光五世・洞光開山」壺庵至簡「越中信心光二世珍山源照」能州円通」永光開基」尼黙譜祖忍」能州円通尼金燈慧球」という七人の名を記しているが、やはり素哲を筆頭に挙げており、素哲・智洪・紹碩（紹碩）・至簡という四門人の順序は定まっている。

(58) 流布本『洞谷記』の「開山御遷化」に、

正中二年八月十五日夜半、囑門人曰、予化縁已尽、泥洹時至。則沐浴如常、鳴鐘集衆曰、念起是病、不統是業、一切善悪、都莫思量、纒涉思量、白雲万里。書偈曰、自耕自種閑田地、幾度売来買去新、無限靈苗種熟脱、法堂上見插鋤人。投筆而終。

と記されており、紹瑾が示寂する前後の消息とその遺偈を伝えている。

(59) 『洞谷開山和尚示寂祭文』は愛知学院大学図書館に所蔵される室町期筆写『禅林雅頌集』に所収されており、『続曹洞宗全書』「清規」に『瑩山紹瑾禪師喪記』の表題で収録されている。本書には紹瑾の喪事になされた明峯素哲・峨山紹碩・尊道・大智・珍山源照・壺庵至簡の祭文が収められ、さらに明峰下の龍松素溪が同門の宗翁繁興（敏興）のためになした法語が付されている。

(60) 『洞谷五祖行実』の「洞谷第一祖勅諭仏慈禪師瑩山和尚行実」では「闍維斂舍利羅、祇陀大智侍者入伝燈院起塔」

とあり、ここでは大智によって永光寺の伝燈院に納骨されたことのみが伝えられているが、『諸嶽開山二祖禪師行録』の「諸嶽開山瑩山仏慈禪師行実」では「闍維後収_二舍利_一無数、建_二塔於大乘・永光・浄住・総持四処、号曰_二伝燈院_一」とあって、紹瑾の遺骨舍利は大乘寺・永光寺・浄住寺・総持寺の四ヶ寺に分骨され、いずれも伝燈院と号されたことが記されている。

(61) 『大智禪師偈頌』には紹瑾の示寂前後に関するものとして、示寂に際して詠じた八首に及ぶ「悼_二洞谷和尚_一」の偈頌と、墓塔を建てた際に詠じた「為_二洞谷和尚_一起_レ塔」の偈頌が伝えられている。

(62) 永光寺伝燈院に建立された「伝燈院之霊牌」については、小西洋子「永光寺伝燈院の霊牌について」(『石川県立歴史博物館紀要』第二号) に詳しい考察が存している。

(63) 東隆眞氏は『瑩山禪師の研究』の「能登に永光寺を開く」の末尾に伝燈院の霊牌について触れているが、素哲との関わりについては論じていない。羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史』〈中世・寺社編〉において、桜井甚一氏はこの伝燈院の霊牌を第二世素哲の代のものと推定している。

(64) 総持寺所蔵『洞谷住山記』や永光寺所蔵『洞谷山永光禪寺之住山帳』などによれば、恵運徳隠は越中(富山県)の人であり、金沢の鶴雲山長久寺の智鏡に受業し、能登の亀阜山芳春院の呉山泰洲に嗣法している。徳隠が永光寺第四九四世として入院したのは明和五年(一七六八)一〇月のことであり、天明二年(一七八二)一〇月一〇日に示寂している。

(65) 『曹洞宗全書』「金石文類」に所収される明峰派の竹巖林松(万山)が江戸初中期の万治元年(一六五八)秋に撰じた「能登永光寺伝燈院鐘銘」によれば、

北陸道加賀国石河郡金沢城下伝燈禪刹者、徹山裕源居士所_二草創_一之精廬也。勸_二請三光国師・仏慈禪師瑩山大禪師之尊像_一為_二開山_一、而使_二久外和尚住山_一矣。

とあり、永光寺の伝燈院が江戸初期に至って別に金沢城下(いまの金沢市鶯町)にも造立され、開山に久外吞良が迎えられ、北香山伝燈院として後世に及んでいることが知られる。ちなみに勸請開山に瑩山紹瑾(仏慈禪師)とともに臨済宗法燈派の孤峰覚明(三光国師)の名が挙げられているのは注目されよう。

(66) 『鎮州臨済慧照禪師語録』「示衆」に、

師晩参示_レ衆云、有時奪人不奪境、有時奪境不奪人、有時人境俱奪、有時人境俱不奪。時有_レ僧問、如何是奪人不奪境。師云、煦日発生鋪_レ地錦、櫻孩垂_レ髮白如_レ絲。僧云、如何是奪境不奪人。師云、王令已行天下徧、將軍塞外絶_二煙塵_一。僧云、如何是人境両俱奪。師云、并汾絶_レ信、独処_二一方_一。僧云、如何是人境俱不奪。師云、王登_二宝殿_一、野老謳_レ詞。

と記されており、後世、この一段は「臨済四寶主」あるいは「臨済四料揀」と称されて知られる。

(67) 『重統洞上諸祖伝』巻一「光禪寺松岸淵禪師伝」や『洞上聯燈録』巻二「越中州光禪寺松岸旨淵禪師」の章においては、松岸旨淵が光禪寺に入院した年時は明記されておらず、播磨

(兵庫県) 美囊郡吉河(いまの美囊郡吉川町楠原)に存する吉河山永天寺を開創して後に光禪寺に住持したことになっている。(68)『越中古文書』巻一〇「射水郡」の「氷見光禪寺書類」の冒頭に載る題名の付されない「宇賀神将王菩薩大弁財尊功德天女」に関する縁起には、

其後、元徳二年六月十日、明峰禪師、酒井永光寺瑩山禪師ニ御随侍セラレ、暁天坐禪ノ節、地藏菩薩ノ御告ケニ、吾ハ是レ氷見海中唐嶋ニ住在ス、弘法大師真作ノ地藏ナリ、速ニ彼地ニ来レト。其告ニ随テ一七日夜ノ間夕、嶋ニ籠リ給フニ、満スル夜、亦復タ地藏菩薩、禪師ニ告ケテノ曰ク、此弁財天女ハ本地無量寿仏・觀世音菩薩ニシテ、生身ハ日輪宮ニ在テ一切衆生ヲ照ラシ、福德寿命ヲ施シ、未来仏果ヲ成セ令ンカ為メニ此島ニ出現ス、汝チ今ヨリ此ノ西岸ニ一字ノ寺ヲ草創シテ弘ク衆生ヲ化益セヨト。其御告ヲ蒙リテ、茲ニ一寺ヲ建立シ、海慧山光禪寺ト号ス。此島ヲ鬼門鎮護ノ靈地ト定ム。夫ヨリ真俗帰崇シテ、道声、遂ニ天朝ニ聞ユ、依テ後醍醐天皇ノ御宇、兵部卿親王、海内ノ高僧ヲ選ヒ、国家ノ為ニ兵災ヲ禳ヒ給フニ、光禪寺開山明峯禪師モ其数ニ預リ、特ニ御高七百余石ヲ賜リ、忽チ七堂全備ノ大叢林トナル。

というように素哲が光禪寺さらに唐嶋と関わった消息を記している。ただ、元徳二年(一三三〇)六月といえ、永光寺では瑩山紹瑾が示寂してすでに五年以上を隔てており、素哲自身が住持を董していた時期に当たっていることから、年時にかなり

明峰素哲の生涯とその功績(一)(佐藤)

の問題を含む記述といつてよい。

(69) 元弘の変の経緯については、伊藤喜良『南北朝の動乱』(集英社刊)や同『南北朝動乱と王権』(東京堂出版刊)などを参照。

(70) 護良親王は後醍醐天皇の第一皇子で、嘉暦元年(一三三六)に三千院(梶井門跡)に入室剃髪して尊雲法親王と称し、後に同門跡を継いで天台座主に補任され、二品に叙せられて大塔宮と号している。『群書類従』巻五七「補任部十四」に載る『天台座主記』には、

第百十六、三品親王尊雲、大塔宮。治山三年。後醍醐院御子。嘉暦二(三イ)年丁卯十二月六日任。御歳廿。(中略)第百十八、三品親王尊雲。治山二年。元徳元年十二月十(廿イ)四日還補。

と記されており、この人は若くして天台座主に二度にわたり就任していることが知られる。元弘の乱が起こると、弟の宗良親王(尊澄法親王、一三二一—一三八四?)とともに後醍醐天皇を助けて軍事行動を執って諸国の勤王の武士に奮起を促したが、六波羅軍と戦って破れ、赤坂城などに逃れ、その後も建武政権樹立に尽力している。しかし、やがて足利尊氏と対立し、捕縛されて鎌倉に送られて幽閉の身となり、中先代の乱の混乱に乗じて建武二年(一三三五)七月に足利直義の家臣によって殺害されている。

(71) 東四柳史明「建武政権と能登国」(石川史書刊行会編・加能史料編纂二十周年記念出版『加賀・能登歴史の窓』に、

元弘三年(一二三三)四月一日の護良親王令旨案は、鎌倉幕府の倒壊に先立つ時期のもので、畿内に潜伏する護良が、隠岐を脱出し伯耆国の行在所に拠る後醍醐と提携して、討幕運動を続けていた頃にあたる。内容は永光寺に御祈禱の精诚を致さしめたもので、御願(鎌倉幕府討伐)が成就したならば、若部保を同寺に寄進する旨を予約しており、この沙汰は奏聞を経たものとし、護良の令旨は後醍醐の意志の代行であるとして、両者の一体感を強調している。永光寺の現住は瑩山門下の禅傑明峯素哲で、護良の令旨は、明峯の許に下されたものである。

とあり、この文書の特異な内容を考察している。

(72) 後醍醐天皇については種々の論考が存しているが、とくに寺領寄進などについては黒田俊雄「建武政権の所領安堵政策」(『日本中世の国家と宗教』に所収)や「後醍醐天皇と繪旨」(豊田武先生古稀記念会編『日本中世の政治と文化』に所収)などに詳しい。

(73) 若部保は口能登の中央部、現在の羽咋市若部町に比定され、かつての羽咋郡に属する。鎌倉初期には国衙領であり、後期には名越氏が地頭を勤めている。隣の鹿島郡酒井保に永光寺が建てられており、建武二年(一二三五)には西接する若部保の地頭職も永光寺に寄進されている。『講座日本荘園史6』「北陸地方の荘園」の「能登国」および『日本荘園大辞典』「能登」の「若部保」などを参照。

(74) 東四柳史明「建武政権と能登国」では、打渡状の発給者の

小野好連について、当時の能登国司中院定平によって能登国に派遣された家司か、現地で登用された能登の武士ではないかと推測している。

(75) 『重統洞上諸祖伝』巻一「光禅寺松岸淵禅師伝」や『洞上聯燈録』巻二「越中州光禅寺松岸旨淵禅師」の章では、松岸旨淵が元弘の変に当たってなした消息は記されていない。あるいは寂庵道光が旨淵の伝記を撰じた当時、氷見の光禅寺に何らかの中世文書が伝来所蔵されていたのかも知れない。

(76) 志指見保はかつての能登羽咋郡に存した保であり、現在の羽咋市志々見町に比定される。鎌倉末期には御家人吉見氏の所領であり、南北朝期に永光寺に寄進されており、それ以降は室町期を通じて永光寺寺領となっている。『日本荘園大辞典』「能登」の「志指見保」を参照。

(77) 能登守護の吉見氏については、橋本秀一郎「一四世紀能登の守護吉見氏について―能登における南北朝内乱の考察―」(『北陸史学』第二号)および同氏「能登の吉見時代を考える」(『加賀・能登歴史の窓』所収)の考察が存している。

(78) 吉見宗寂が建武三年七月に永光寺に宛てた若部保地頭職安堵の下知状によると、発給者の宗寂の右上に「能登先古太守日園寺殿」の書き入れが存しているから、鎌倉幕府が滅亡して最初に宗寂が能登守護に就いたものと推測される。宗寂については吉見頼頭の父である吉見頼為(又三郎)ではないかとも推定されるが、なおいまだ明確でない。宗寂の没年月日などは定かでないが、永和二年(一二七六)の「永光寺布薩廻向人数注

文」に「宗寂故守護入道殿」とか「玄喜へ故守護入道殿内室」とあるから、永光寺の周辺に葬られたものと思われる。

先の橋本氏論文を参照。

(79) 吉見頼頭(孫三郎、左馬助・右馬頭)は建武三年八月に永光寺に対して若部保安堵の下知状を再発給しており、このときには能登守護に就任していることになろう。宗寂のそれからわずか一ヶ月後のことである点が問題であるが、おそらく領国内の寺社や武士に対して新守護として統制権を発動したのであろう。先の橋本氏論文を参照。

(80) 『曹洞宗古文書』上巻「永光寺文書」によると、建武二年四月の後醍醐天皇の「国宣」から建武三年九月の足利尊氏の「安堵状」に至る四文書のみが永光寺ではなく養光寺の名称で発給されている。

(81) 『大智禅師逸偈及行録』所収の「祇陀大智禅師行録并序」には、

山指_レ師令_レ嗣_ニ法於明峰。峰因問云、大地有情同時成道、
意旨作麼生。師云、大方無外。峰曰、未_レ在更道。師云、
一葉落天下知_レ秋。峰云、却有_ニ資主_一也無。師云、有。
峰曰、如何是資。師便喝。峰曰、如何是主。師又喝。峰
曰、資主歷然。師便設_レ拜。

と大智が素哲と交わした機縁の問答を伝えている。

(82) 『大智禅師偈頌』の「上_ニ瑩山和尚_一三首」の第二偈に、
六代伝衣到_ニ野僧_一、千年繼_レ踵嶺南能、確春日久工夫熟、
祖室堪_レ挑_ニ無_レ尽燈_一。

明峰素哲の生涯とその功績(一) (佐藤)

と示されている。ただ、実際に大智が紹瑾の伝衣を素哲より相承されるのは紹瑾が示寂して後のことであるから、紹瑾の生前に大智が六代の伝衣を紹瑾から相承したとすると、紹瑾・素哲・大智の師資関係が改めて問われよう。

(83) 素哲が大智に与えた仮名法語については、熊本県玉名市の広福寺に素哲自筆の卷子一卷が所蔵されているが、そこには原題名は存していない。「禅門曹洞法語全集」乾では「明峰和尚法語」として、『曹洞宗全書』「法語」では「智首座に与ふる法語」として、『曹洞宗古文書』上では「素哲仮名法語」としてそれぞれ表題が付されている。詳しくは『瑩山禅』第一巻「智首座に与ふる法語」の箇所(二三頁〜三九頁)に椎名宏雄氏による詳しい考証が存している。「越中古文書」巻一〇「氷見光禅寺書類」の「光禅寺所蔵品等」にも「一、仮名法語、明峯和尚作并筆、壱幅。卷末ニ建武三年丙子正月十五日、住洞谷主素哲書トアリ。別ニ享保中写シノ横卷アリ」とあるから、かつて光禅寺にも大智に与えた仮名法語の控えが伝存していたらしいことが知られる。

(84) 「甲州塩山向岳庵開山拔隊和尚行実」によれば、得勝は相模(神奈川県)の治福禅寺に投じて応衡に就いて受業し、二九歳で落髪しているが、その後の参学でも素哲との関わりは記されていない。ただ、得勝が出雲(島根県)の瑞塔山雲樹寺において孤峰覚明に参学し、その後に総持寺の峨山韶碩を訪ねていることが記されている。

(85) 龍松素溪(祖溪とも)については『洞上聯燈録』巻二「加州

放生寺龍松素溪禪師」の章が存しており、郷閔や俗姓などについては定かでないが、永光寺の瑩山紹瑾に参じて職位を歴任すること多年に及んで大事を了畢したとされる。『永平第三代大乘開山大和尚遷化喪事規記』によれば義介の葬儀に侍者を勤めていたことが知られ、『洞谷記』でも侍者や都寺に名が挙げられ、晩年の紹瑾より戒法を授けられており、元亨三年(一一三三)一〇月九日に永光寺の紹瑾が記した八箇寺の維持に関する置文では加賀石川郡(いまの金沢市日吉町)の養雲山放生寺を任されている。紹瑾が示寂した後、素哲に随侍して嗣法している。宗翁繁興(敏興とも、?—一一三七)は『大乘聯芳志』や『日本洞上宗派図』には敏興書記と記されているが、『洞谷開山和尚示寂祭文』末尾に建武四年(一一三七)六月一〇日に素溪がなした祭文が付されていて繁興の法諱が正式であろう。繁興は大乗寺開山義介の最後の遺弟であったとされるから、延慶二年(一一三〇)九月二日に義介が遷化に臨んで最後に剃髪授戒した一〇人の末後小師の一人であったものと見られる。その後、おそらく引きつづき紹瑾に参学し、最後に永光寺二代の素哲に嗣法して書記を勤めていたことになろう。

(86) 『洞谷五祖行実』「洞谷第三祖新豊菴開基加州浄住二世無涯和尚伝」に、

曆応二年住洞谷時、光明院問師道普問禪要、且送賜仏舍利一顆、建三重塔婆、為天下禳災勅願道場、殊賜建塔資、鎮護山門。へ今有建塔院宣数通并寄附塔資院宣公拈と。皆是師法驗所旌也。へ山上今有塔所旧

礎。普濟録云、五老峯前雲片片、三重塔外月明明とあり、曆応二年(一一三三)に無涯智洪が住持していた際に永光寺に利生塔が建立されたことを伝えている。

(87) 峨山韶碩の永光寺における活動については、わずかに『仏祖正伝記』「五祖能州洞谷韶碩禪師」の章に「後住永光・惣持兩寺、江湖間遠、四衆群集」とあり、『洞谷五祖行実』「洞谷第四祖大雄菴開基總持二世峩山禪師伝」に「曆応三年住洞谷、奉勅修仏舍利塔、作廊院。貞治二年、再住洞谷」とあり、『洞上聯燈録』卷一「能州諸嶽山總持寺峨山紹碩禪師」の章に「曆応三年、董苴洞谷。貞治癸卯、再臨席」と記されるにすぎない。また『永光寺年代記』では「(曆応)二己卯、吉野主上崩、五十二歳。峩山洞谷入院、廊下作之」と「(康永)三甲申、峩山洞谷入院、洞谷塔立、五月二日柱立」とおよび「(貞治)三甲辰、(中略)峩山洞谷再住、九月廿日」とあり、韶碩が永光寺に三度にわたり入院したことを伝えている。

(88) その後の永光寺の変遷として輪住制度について論じたものに、広瀬良弘氏に「瑩山禪師に始まる曹洞宗輪住制について」(『宗学研究』第一六号)や「中世林下禅林の住持方法―能登永光寺輪住制の成立と展開―」(『駒澤大学史学論集』第六号)の論考が存し、また伊藤良久氏に「永光寺輪住制度の考察(一)―特に輪住初期について―」(『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第三一号)や「永光寺輪住制度の考察(二)―住山記をもとにして―」(『曹洞宗研究員研究紀要』第二九号)などの論考が存している。また羽昨市史編纂委員会『羽昨市史』「中世・社寺編」にも永光寺の消息が論じられている。